

政策の現場から最前線を伝える情報誌

公共空間

[テーマ] BORDER：公共政策の中の境界

文化・表現・多様性と日本社会

- 01 「価値」とは何か？—特色というボーダー

ポール・スミザー 氏 [ガーデン・ルームス] 2015. 4. 9

- 06 姉小路から京都の町並みを守る 開発と伝統のボーダー

谷口 親平 氏 [姉小路界隈を考える会 事務局長] 2015. 12. 27

- 10 ボーダーを越えるコンテンツ 文化に対する立法・政策の現在

山田 太郎 氏 [参議院議員] 2015. 7. 29

- 15 「マイナリティ」のボーダーから社会を見つめる

牧村 朝子 氏 [タレント・文筆家] 2015. 11. 19

グローバル経済

- 19 「ボーダー」を哲学する グローバリゼーションの考え方

John Lambino 氏 [京都大学大学院経済学研究科特定講師] 2015. 2. 24

- 23 金融市場のグローバル化 証券取引所の目から見て

松尾 琢己 氏 [日本取引所] 2015. 6. 8

国家としての日本と世界

- 27 日本の資源外交 ボーダーを越えた生命線の獲得

森本 真樹 氏 [外務省経済局経済安全保障課] 2015. 11. 19

[特集] 集団的自衛権と安全保障法制

- 31 —1— 田母神 俊雄 氏 [第29代航空幕僚長] 2015. 3. 23

- 36 —2— 山室 信一 氏 [京都大学人文科学研究所教授] 2015. 10. 13

教授論文

- 41 「現実」に対する責任

小野 紀明 氏 [京都大学名誉教授]

- 44 公共政策大学院「名こそ惜しけれ」のエリートたれ 生に求めたい事

佐伯 英隆 氏 [京都大学公共政策大学院名誉フェロー]

学生論文

- 48 福島県現地調査報告 避難・エネルギー・農業にみる福島の現在

震災復興研究会 [京都大学公共政策大学院 自主活動]

卒業生は今

- 53 卒業生近況報告 (2015年9月現在)

協力 = 鴻鵠会 [京都大学公共政策大学院同窓会]



京都大学公共政策大学院
『公共空間』編集委員会

Kyoto University School of Government
Kokyo Kukan Editorial Committee

2015
春+秋 合併号
Vol. 14

「価値」とは何か？特色というボーダー

ガーデンルーム ポール・スミザー 氏



中央本線 長坂駅にて

桜が咲く京都を離れ、雪がところどころに残る山梨県北杜市に入る。JR長坂駅を降りてタクシーで一〇分ほどの場所にある事務所は、昔ながらの日本らしい建物である。八ヶ岳南麓の勾配がある棚田の見られる風景に溶け込んでいる。この場所でランドスケープデザイナーとして活動するイギリスト人、ポール・スミザー氏が迎え入れてくれた。

事務所の中は大きな梁、一本の木でできた柱、土塗りの壁、今の一般的に普及している住宅とは大きく異なる、歴史を感じる佇まいだ。しかしこの家屋にかけられた固定資産税はわずか一〇八三円。家屋の状態を維持することが景観全体の向上に大きく貢献している現実からは、あまりにかけ離れた評価ではないだろうか。

「こんな家にいなくてはならないなんてかわいそうと思われるようなもんだよ」。スミザー氏は言う。「ここに来る間にたくさんの中建物があつたと思うし、中には景観にとけ込まずに、浮いてしまっている建物もいくつか見えたでしょう。私は、庭づくりについても大切にしていることがあるんです。それは周囲の景色にとけ込ませるという事です。とけ込むことが、きれいを実現させている。昔の日本がそうであったように、遠くから材料を運んできて建物を作るような事はイギリスの家屋ではしない。イギリスの景色が美しいのは、そこの地元の材料を活かしているからなんです。なので、ただ外国の景色を切り取って日本に持つてきてもちつとも美しくない」

築一四〇年・固定資産税一〇八三円



事務所で取材に応じるポール・スミザー氏

スミザー氏は、日本でイギリスのコツツウオールドの石を輸入して、コツツウオーレド風に作られた家屋を何度も目にしてきたが、それは日本の景観を台無しにしてしまっているという。人目につかない屋上庭園ならまだしも、人目につく場所となると全体としての景観が破壊されてしまう。事務所の近くに風情のある造酒屋を営んでいた日

本家屋と蔵が建っていたが、村に寄付されたとたんに、姿を消してしまったという。行政が低い資産価値をつけるものが放つ価値とは、何だろうか。

憧れと景観破壊の負の連鎖

スミザー氏にたずねる。一体、日本人がそこまで海外の景観に憧れる理由は何だと考えますか。間髪を入れずに、「日本が汚くなってしまっていながらですよ」と切り返される。

「京都が良い例だと思います。アメリカが空爆をしなかつた景観は、戦後に大きく変わってしまった。新幹線で到着した時に、『京都はどこだ』ってなりました。どこに行つても同じ景色です」

日本は、海外に比べて景観に関するルールが少なすぎるとスミザー氏は指摘する。イギリスでもルールをなくしてしまい、「個人」に任せてしまえば、その土地がどうなるかはわからない。

「日本の場合、例えば、この事務所を売りに出した場合、価値を左右するのは土地の方になってしまふでしようが、イギリスではそれはあり得ない話です。『家』に価値があるかどうかなんです。古い建物に含まれる価値を見いだせれば、その家を取り壊さず、新しくアレンジしていく。ある日突然横にネオンの建物ができたり、景観を破

壊されたりする事もない。その土地に息づく『古い建物を守るルール』があるからこそ、イギリスでは安心して、家への投資を行えます」。個人個人が海外に憧れていく事で起きる景観の中の違和感。ルールが少なく、無秩序に立つ看板で日本の道路には情報がありすぎること。そういう景観が汚れていくことへの積み重ねが、「ああ、きれいな場所に行きたい」という日本人の海外の景観への憧れを強くしてしまっている。そして、より一層、落ち着く景観を求めて、個人で自由に変えられる空間（家）に海外を取り入れてしまう。

行政は、無秩序に広がる景観破壊を歯止めをかけるために何ができるのかを考えなくてはならないだろう。ルール作りはもちろんだが、地震大国における電柱の撤去など、多くの問題を抱えていると、スミザー氏は話す。

景観規制の少ない日本では、どんなに自分の庭に力を入れても、ある日突然、横の土地に六階建てくらいのビルが建ってしまうかもしれない。

現在、多くの自治体で焦点になつてているソーラーパネル。原発の停止状態において、着目される。しかし、ただ作るだけでいいのだろうか。一例として、雑草対策のために、ソーラーパネルの下には、除草シートを敷き詰めるため、景観との兼ね合いでは問題が残つてしまふと、スミザー氏は指摘する。実際にイギリスでは、ソーラーパネルを設置し、何十年か経過した後に設置した業者が梱包し、トラックに積み、リサイクルを行うというところまで取り決めがなされているという。

決まりがあると、どうその土地を活かそうか考えるようになる。例えば、ソーラーパネルのある

は、そういうたった緑をつなげていこうとする作業かなら生まきていく。

せっかく緑に興味を持つても、ただあこがれた海外の景観を自分の場所に取り入れるだけでは、街の景観との調和に失敗する。あくまで景観を作るとときには、その場所に合う合わないという基礎を忘れてはならない。

何が起ころかわからない日本の景観

家を建てるとき、庭づくりはたいてい後回しにされてしまう。庭を作る時間と予算は圧縮され、緑は建物の添え物程度の扱いだ。

日本は、粗野に扱われ、ばらばらになつた緑をどうやって少しずつ結び付けていくかを考えていかなくてはならないだろう。街の景観や落ち着き

一帯に、日本原産のタイムであるイブキジヤコソウを植え、そこに鶏を放し飼いにしてみる。そうすると草を刈る時間を省ける上に、鶏の卵は美味しくなり、付加価値を生むかもしれない。規制は確かに自由を奪うが、その規制の中でも、人はきっとどうすれば良いかを考えようとする。

最初は父親に勧められた一枚の絵

最初は父親が渡してくれた一枚の絵が日本に興味を持つきっかけだった。イギリスの絵とは全く異なる絵のタッチの葛飾北斎「富嶽三十六景」だった。また、スマザー氏が学生時代を過ごした園芸学校で、数人いた日本出身の友人と学校内で見かけた好きな植物のほとんどが、日本原産のものであつた。どうせ行くなら、全く違う土地に足を踏み入れてみたいと感じた。

大量生産時代に入つてから、日本は差異化できない土地が増えた。どの町も、どの商品も金太郎飴みたいになってきた。

作る事も重要だが、古い建物を維持し、次の世代がそれに価値を見いだせるようにメンテナンスをすることがさらに重要だ。日本はこの家のように、維持コストが所有者任せになつてしまつて、そのため、高齢化や過疎のため、維持ということが

非常に難しい。景観を守るために第一歩はそういうところにある。

ボーダーー名古屋から塩尻に向かう海外旅行客の増加が意味するものー

イギリスでは、街の範囲が決まっている。街があつて、農地があつて、森林があつて。街と街の間には、グリーン・ベルトという街を仕切る緑が存在する。

「だからわかるんです。車で走つてると、あつ、今街を出たなつて。だから、最初日本に来たときは、成田から続く街の広さに驚いた。やっぱ、東京つてでかいなあって、千葉くらいからずつと思つてました。看板も何も見ていかつたから、東京の街の大きさにただただ驚いていたら、そこはもう私の最初のホームステイ先の埼玉県川越でした」

そこが日本とイギリスの大きな違いを感じた瞬間であつたという。看板や大きな工場。どちらやごちやした感じ、夜には光り出すネオン。最初はそれが良いか悪いかではなく、異国の地に来たという感覚だつた。しかし、多くの海外旅行客が見たいのは、それこそ「富嶽三十六景」だと話す。だから海外の人は、名古屋から塩尻に向かう南木曽のエリアの原

風景に好感を持つのではないかと語る。

「日本の中にも、多くの格差がある。駅の前に出でいけば、なにかとまっすぐ歩けないが、少し奥にいったところに、私が学生時代に好きだつた日本の植物が静かに自生しているんです」



「萌木の村」を見つめて

スミザー氏が手掛ける「萌木の村」にて

萌木の村は、北杜市の事務所から車で一五分ほどであった。バブル期に隆盛を極めた清里の地には、車中から感じるどこか不気味な雰囲気があった。すぐにその原因が分かる。バブル期に開発された痕跡として、今もなお洋風のペンションの廃屋やレジャー施設の跡が残っている。それがバブル期の乱開発のもたらした現状だた。その長らく元気を失った清里を元氣にするための取り組み。萌芽がそこにどのように根付いていているのか。

まだ肌寒い清里。車を降りて、夏には野外バレーが行われるという広場に降りると、萌木の村を経営する船木上次氏と職人の方々が焚火に当たつていた。スミザー氏と共に、まだ見えない庭の緑の姿を思い浮かべて話し出す。

100万円の価値を持つウイスキーの意味

清里の萌木の村で生まれたウイスキー。『ブライルド・バレエ』。日本で最高ランクの評価を得たウイスキーだ。

船木氏は、「100万のウイスキーを買う人は、100万の価値をわかっていて買う。ゴルフの大

会では、一位の賞金は一億円だとすると、二位はその半分くらいの賞金にあることがある。たつた一

打の差かもしれない。しかし、その一打の差に意味がある。人間も

そうだ。一人前になつてから、少しの差を生み出すことは非常に難しい。

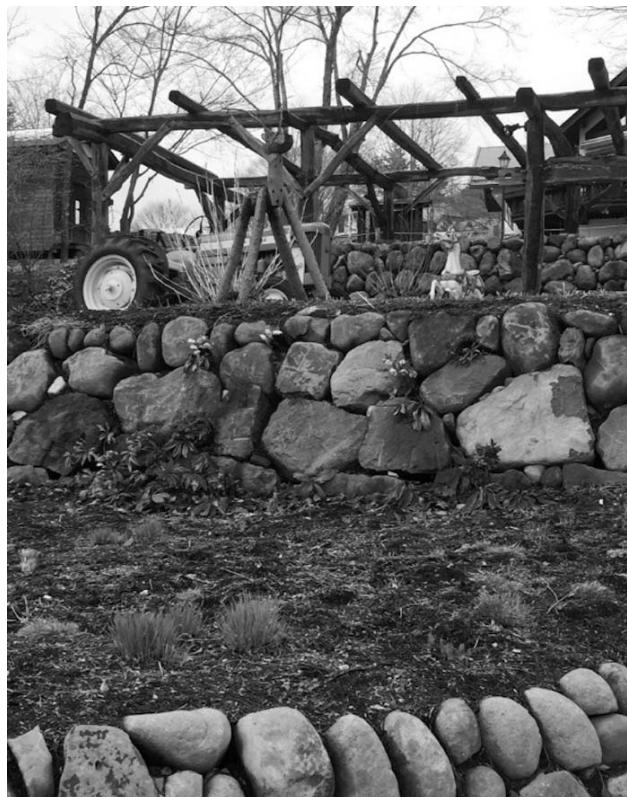
100点という価値の人間がいたとしよう。堕落することは容易でも、そこから101の価値になるのは非常に難しい」と話す。

船木氏は続ける。「ポール・スマザー氏と九割同じことを自分が講演で喋ってもお金は取れない。それは、彼にその価値があるからだ」。価値とは、「大きな」努力によつて生まれたたつた「小さな」差だと言う。日本では、大概の場合、価値をつけるのは、お金を多く持つている「都会」と言う。だから、清里の地の様な地方は、その価値に追随するために、価値を身につけなくてはならないと話す。そして、その価値を身につけるためには、価値に触れなくてはならない。価値に触れる事で、価値を知ることができる。

スミザー氏から

日本は、おとなしくて、やさしすぎる。メディアのいうことに対しても、政治家に対しても、文面通りに取ることが非常に多い。そういう我慢の結果が、ある意味で景観破壊になつてゐるかも知れない。

イギリスで最もうるさいのは、小中学校の先生かもしれない。政治家の言う事を鵜呑みにしないように子供たちを教育しているからだ。日本で「立場上」喋られない方は、天皇陛下だけ。日本



庭園の岩も北杜のものが使われている

人は「立場上」という言葉を口にする事が多い。もっと、自分の思ったこと、考えた事は政治に對して発信するべきだろう。

船木氏から

人生の勝利者は、自分に一番向いていることを、自分に一番適した土地でやつた人間の事である。社会的にどうということではない。あくまで自分である。自分に適さないところで頑張つてお金を

作つてもかわいそうなことの方が多い。日本の若い子が金髪にしている。その髪の下から黒髪が生えてくる彼らは、またそれを金に染めなくてはならない。海外の生まれながらの金髪の人は、そんな手間はかからない。そのメンテナンスにかかるコストは、必死に薬を撒いて海外の庭を作ろうとしている日本にも通じる。それは、「庭（ホンモノ）」ではなく、「ガーデン（模倣）」なのだ。

（取材・四月九日・文責・梨子田太郎）



Paul Smither
ポール・スミザー

ランドスケープデザイナー／ホーティカルチャリスト。
一九七〇年英國生まれ。王立園芸協会ワイズリーガーデン、米国ロングウッドガーデンで園芸学などを学ぶ。一九九七年、三鷹市に「ガーデンルームス」を設立。二〇〇九年、八ヶ岳南麓に拠点を移した。主な作品は、「軽井沢ピクチャーレスク・ガーデン」「とつとり晴れやか庭園」「清里・萌木の村」など。姿を消しつつある地域の野草を取り入れた植栽をし、生物多様性の回復にも取り組んでいる。著書多数。
<http://www.gardenrooms.jp/>

姉小路界隈から京都の町並みを守る——開発と伝統のボーダー——

姉小路界隈を考える会 事務局長 谷口 親平 氏

京都ほどきれいに整備された都市は珍しい。東西南北、碁盤の目状に整然と延びる道は、かつての都の名残を強く印象づける。しかし景観はどうだろか。中心市街地を訪れると、経済性重視で高い建物が立ち並び、伝統的な町家などは、その間に肩身を狭そうにしてわずかに残るのみとなつていることが分かる。これ以上町並みが壊されてしまふと、京都らしさが失われてしまうのではないのか、という不安を抱いてしまう。

町並みを守るために、市民と行政、双方で様々な取り組が行われている。京都市は、夏には送り火が行われる五山を隠す高い建物や、派手な看板を厳しく禁止する条例により一定のボーダーを設け、京都らしさを守ろうとしている。また市民の側からの動きも、地域によつては活発だ。市街地に、御池通・三条通・烏丸通・寺町通の四つの通りに囲まれる、姉小路界隈と呼ばれるエリアがある。ここに住み、景観を守る活動を行う、姉小路界隈を考える会・事務局長の谷口親平氏にお話をうかがつた。

「私が子供の頃は、五山の送り火の多くを物干し台から見ることができました」

開発ラッシュの煽りを受け、三方の山は見えなくなっていた。高層建築の数々は、生活を便利にするかもしないが、他方で京都にしかない、誇

姉小路盆地——高層建築に囲まれた低層地帯 アネヤコウジヴァレー

谷口さんのお宅の居間には、中心市街地の立体模型が置かれていた。縮小版の京都の中に、ひと際目を引く低層地帯がある。マンションや事業所など、高層建築が並び立つ大通り沿いに囲まれて、低層地帯を形成しているのが、姉小路界隈だ。

「京都の市街地で飛行機がタッチアンドゴー¹をするとしたら、それが可能なのはここだけです。私は姉小路盆地（アネヤコウジヴァレー）と呼んでいます」

谷口さんら地域住民が活動を始めたのは、一九九五年に突然発表された「高層マンション」^{図中A}の計画に対する反対運動だつた。一一階建て・三一メートルのマンションが、姉小路界隈を覆うようになつたことになつたことだ。また、風の通り道や日照を確保するスリットを入れるなど、自然や景観への配慮がなされたデザインとなつた。最終的に「アーバネックス三條」として完成したのは、二〇〇二年となつた。メンテナンスを容易にし、百年耐用の質の高いこのマンションは、住民とマンション側双方に大きな利益となつた。そして、

るべきものを犠牲にする。この状況を見過ごすわけにはいかない。谷口さんは、町並みを守る決意を固めた。

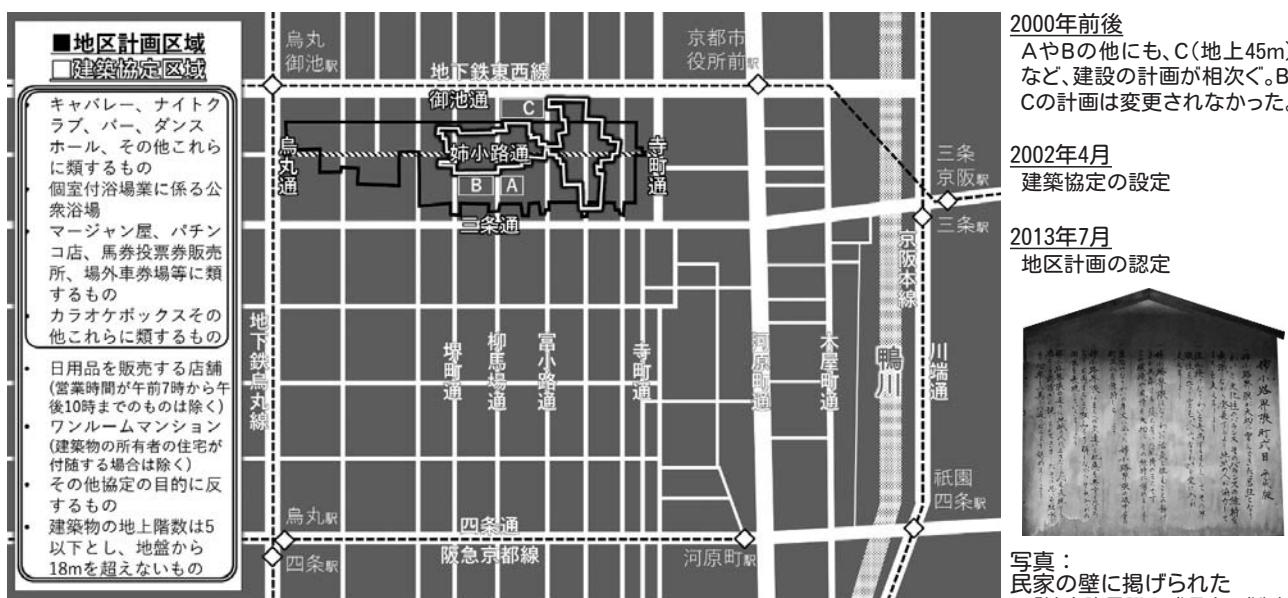
住民どうしに生まれたつながり

運動の結果、マンションの計画は白紙から見直されることになった。さらに、事業者と共に「地域共生土地利用検討会」を設置して、そもそも何を造るのか、から時間をかけた再検討を始めた。

大きな変更点は、一一階建て・容積率四〇〇%から、八階建て・同一五〇%へと抑えたマンションを造ることになつたことだ。また、風の通り道や日照を確保するスリットを入れるなど、自然や景観への配慮がなされたデザインとなつた。最終的に「アーバネックス三條」として完成したのは、二〇〇二年となつた。メンテナンスを容易にし、百年耐用の質の高いこのマンションは、住民とマンション側双方に大きな利益となつた。そして、日本都市計画学会・関西まちづくり賞を受賞するなど、町と調和する新しい形の建築として注目さ

れた。

「新しいマンションの計画が逆にいいきっかけ



図：京都の中心に位置する姉小路界隈と地区計画区域・建築協定区域（出典：筆者作成）

になつて、住民同士は『考える会』として集まるようになつた。事業者との検討会では、一緒に良いものを造ることを考えることができ、手応えもありました」

他方で、二〇〇〇年、別の一一階建て高層マンション図中Bの計画が明らかになつた。大きな懸念は、建物が元学区をまたぐことで、地域コミュニティの概念を壊すおそれだつた。

平安京の頃から、人々の暮らしの中心は、道だつた。応仁の乱の混乱以降、両側町²という地域の形が生まれた。道を挟んで両側を一括りにした「町」が、現在もコミュニティの最小単位となつてゐる。もうひとつ大きな単位として、京都では「元学区」がある。一八七一（明治二）年、番組という当時の自治組織がそれぞれ小学校を設立した。このときの学区が京都市に受け継がれ、現在も各「元学区」に社会福祉協議会、自主防災組織、体育振興会などが置かれ、住民同士で助け合う場となつてゐる。

懸念のマンションは、東は柳馬場通、西は堺町通の間いっぱいに建てられ、両側町の区分をまたぐうえ、元学区（初音・柳池）すら分断するものだつた。

「同じ建物の中でも、住む部屋によって所属する元学区が別々になつてしまつたら大変。我々は事業者に対して、建物を二棟に分けることを提案

しましたが、計画が見直されることはありませんでした」。この頃から、「ルールを作つてしっかりと町並みを守らなければならない」という危機感を、谷口さんたち姉小路界隈の人々は抱くようになる。

ルールを作り、ボーダーを引いて景観を守る

現在の姉小路界隈の町並みは、主に二つのボーダーで守られている。一つめは、地域の住民の同意で作られた「建築協定」だ。

「高層マンションが徐々に完成するにつれ、姉小路に黒船がやつてきたように、住民は脅威を感じました」

「黒船」の来襲を受けて、きちんとしたルールを作る必要性を、多くの人が認めるようになった。具体的な取り決めを作るにあたり、江戸時代の「町式目」が参考になつた。姉小路に住む住民が、築一五〇年余りの蔵で保管していた町式目を持ち出してきてくれたのだ。江戸時代の姉小路の人々が、どんな知恵で助け合つてきたかを学んだ谷口さんたちは、「この平成版を作ろう」と意気込んだ。

二〇〇一年七月に生まれた「姉小路界隈地区建築協定」は、建物の高さを制限し、キヤバレー・

ナイトクラブ・ダンスホール・カラオケボックスなどの商業施設を禁止するが、「チャームポイン」は次の二つだ。一つめは「日用品を販売する店舗」は、営業時間を七時から二二時までに制限した点だ。これにより、二四時間営業するコンビニは排除されることとなつた。二つめはワンルームマンションに関して、それ自体は禁止しないが、所有者が大家としてその物件に住むことを条件とした点だ。このユニークな取り決めに目より、夜の静けさや、住民どうしが互いの顔を知り協調し合うというまちのあり方を保つことを目指している。

姉小路界隈を守る二つめのボーダーは、「地区計画」だ。一つめのボーダーとなつた「建築協定」は、住民の同意によって作られる任意の協定であり、住民が入れ替わるうちに更新されなくなつたり、破棄されたりするおそれもある。他方で「地区計画」は、京都市の条例で取り決められるため、改正されない限り半永久的なルールとして残り続ける制度だ。

建築協定を作つた当初から、一〇年後に建築協定を更新する頃には、地区計画として条例化を目指そう、という考えもあつた。実際に地区計画へ向けて谷口さんが動き始めたのは一〇〇九年ごろ。それから条例化まで五年を要することになる。「建築協定」では高さ制限を一八メートルとし

たが、市の条例で、より低い一五メートルが制度上の上限になつていた。そのため、「新たなルールは不要ではないか」という声も聞かれた。

「高さ、というのは最もわかりやすい脅威でしたが、これが店舗やワンルームマンションとなると、姉小路の雰囲気を害するおそれがあるという認識も芽生えにくいのが課題でした」

新京極通や寺町通などの繁華街から「飛び火」のようにカラオケボックス等の商業施設が営業を始めるおそれもある。そのため谷口さんは、地区計画では「建築協定」よりも広い範囲を対象とすることを目指した。

地区計画が認定されるため、住民側にとって山場となるのは、市長への要望書の提出だ。その後は住民の手を離れ、審議会での検討、条例案の提出、議会での承認を経て、晴れて認定となる。谷口さんらが職員に働きかけると、担当者は一定の理解を示し、住民側と担当者で話し合いながら可能な枠組を探していくことになった。その中で、当初の想定よりは狭くなつたものの、市が可能な限り広く引いたボーダーの範囲内へ、「建築協定」よりも緩やかな規制を適用する方針^{図参照}が決まつていった。建築協定の西端は堺町通付近であつたのが、烏丸通近くまで伸びているなど、より広い地域へ町並みを守るルールが、地区計画として共に有されることとなつた。

これから姉小路界隈と京都

京都市の制度に認定される七つの「地域景観まちづくり協議会」の一つとして、一〇一五年三月、「姉小路界隈景観まちづくり協議会」が発足した。他の「協議会」は自治連合会を基盤とするものが多い。自治連合会は元学区を単位とし、住民の間で消防団などの各担当が定期的に交代するなどの仕組みを持ち、京都市から制度的な支援を受けてきた仕組みだ。姉小路界隈の「協議会」は、柳池・初音と二つの元学区にまたがつた、「地区計画」と同じ範囲を対象とする点と、有志による「考える会」が中心となつてゐる点で、稀有な存在だ。その特徴から、谷口さんは苦労も抱えている。

「姉小路界隈のまちづくりに関わつてから二〇〇六年経つた今感じるのは、住民が一緒になつてまちづくりをすることが、より重要になつてきている

市の担当者は説明会を開き、他府県に在住の土地所有者を含めて資料を配布するなど、必要な手続きを進めた。市長へ要望書を提出するまで、谷口さんは動き始めて三年の月日が経過していた。二年後の二〇一四年五月、足かけ五年を経て「姉小路界隈地区計画地区計画」として市の条例で認められることとなつた。



谷口 親平
たにぐち・しんぺい

一九四六年京都市（現住所）生まれ。
大阪工業大学土木工学科卒。休学して二度の欧州ヒッチハイク後、パシフィックコンサルタンツ株式会社入社。道路・トンネルの調査・設計に従事。技術士（建設部門）。都市地下空間活用研究会主任研究員、大阪工業大学非常勤講師。パソコン関西設計代表取締役社長。
退職後も京都市や地方のまちづくりに関わっている。一九九五年「姉小路界隈を考える会」設立。二〇一五年「姉小路界隈まちづくり協議会」事務局長。

ということです。マンションができた場所では、新住民が旧住民と一緒にまちを作つていけた方がいい。例えば四条烏丸の周辺に多くのマンションが建つた明倫学区では、今や新住民の方が多くなっている。住民の側も行政の側も、現状は分かっているけれど、具体的にどう支えていくかは、まだ不透明です。『考える会』のような自主的な組織に任せるだけではなくて、元学区で扱つている消防や福祉といった項目に、『まちづくり』があつてもいい、それくらい大きなテーマかもしません』

その一方で、谷口さんは次のようにも話す。

「まずは、自分でやつてみることが大切。行政は何かと批判の矛先になることが多いが、私は努力をせずにむやみに文句を言うだけでは、何も始

まらないと思います。やるところまでやれば、住民からも、行政からも、助けてくれる人がいる」

谷口さんは、NPO法人・都心界隈まちづくりネットの事務局長も務める。NPO法人は、社会的な信用や責任が認められた法人格であり、「資金や人材を集めうえで大切な役割を果たす」という。「考える会」のような任意団体や自治組織などが抱える欠点を補うこともできる。

まずは自分にできることから。姉小路盆地という景観は、そんな懸命で、地道な取り組みによって生まれた、目に見える成果である。

（取材・二月二七日・）

文責・梨子田太郎／村野宏通

参考文献

日経BP社「日経アーキテクチュア」二〇〇一年二月四日号『裁かれる建築』(p.55~57)

脚注

¹ 滑走路へ一瞬だけ着陸し、すぐに上昇を行うこと。

² 京都市（二〇一四）『京都市歴史的風致維持向上計画』

ボーダーを越えるコンテンツ―文化に対する立法・政策の現在

参議院議員 山田 太郎 氏

国の成長戦略の柱の一つとして据えられた「クールジャパン」。経済産業省によると「コンテンツ・ファシション・デザイン・観光サービスなどを中心に海外で人気の高い商材を国内外に発信」する政策と定義されている。しかし元々は、二〇〇二年に発表された雑誌記事『日本のグロス・ナショナル・クール』で指摘された、日本がポップカルチャーのソフトパワーに経済再生の活路を見出せる可能性に端を発するものが、クールジャパンである。

いま国が表現や著作権に加えようとしている変更によって、日本のコンテンツ文化に大きな影響が及ぶおそれが指摘される。著作権法や表現規制がマンガ・アニメ・ゲームに対して与える影響について国会で取り上げ、政府から答弁を引き出したり、法案の修正を実現したりするなど、表現の自由を専門分野の一つとして活動する山田太郎参議院議員にお話を伺った。

著作権や表現規制の問題などは、政府のクールジャパン政策とは相反する面がありますが、そのことに問題意識を抱く政策当事者や議員は少ないようです。なぜでしょうか。

背景にあるのは、世代間闘争。マンガやアニメ

を見たりゲームをやつたりすればバカになるという、偏見を持った大人たちがいる。マンガやゲームやアニメをめぐって、それを自由に認めるのか、一つの規制をするのかの争い事になっている。

もう一つは、名実ともに、国会も老人だらけ。「名」は議員の平均年齢が高いこと。衆議院では二〇代の議員がいるにはいる。参議院なんて三〇歳以上が立候補の要件だからもっと高い。「実」は議員が高齢者に支えられて当選していること。

若い人たちの視点に立つて議論されていない。なぜならそれが票にならないから。しかも表現の自由なんて守つたって票にならない。もつというと表現の自由は規制した方が票になる。なぜかというとPTAとか親に支えられているから。表現を規制したいという人ははるかに高年齢者に多い。

そういった高齢者世代受けしない政策とシルバーデモクラシーが掛け算になる表現規制問題について政治家は扱わない。

シルバーデモクラシーについて説明すると、私が七月二十四日の本会議で参院選挙制度改革について法案の提出者の一人として国会の答弁に立ったときに、自分の声も聞こえないくらい大きな野次を受けた。選挙制度の問題をシルバーデモクラシーと関連させて指摘したところからヒートアップし

た。いま投票者の半分くらいは六〇歳以上。政治家はそういう人たちに対するサービスを強化している。若者は投票率が低い上に人口も少ない。そろすると若者に対する民主主義は票にならないとされて評価されない傾向がある。この状況がシリバーデモクラシー。それを指摘してから野次が大きくなつた。

山田議員も事務局長代行を務められているマンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟（以下MANGA議連）に参加する他の議員の方々は著作権や表現規制の問題に対してどのようなスタンスをとられているのでしょうか。

表現規制強化に積極的な人も少なからずいる。なぜならMANGA議連は別に表現の自由を守るために結成されたのではなくて、マンガやアニメやゲームのアーカイブ化が主な目的だったから。著作者も亡くなつて原画が散逸しているものもあるし、そういうものをしつかりナショナル・ミュージアムにアーカイブする方向性 자체は文化を守ることに繋がる。しかし同時にアーカイブ化はすごくリスクがある問題でもある。マンガやゲームやアニメが差別されるおそれもあるから。例えばエロもののマンガがアーカイブに収納されなければ、

自動的に発禁本になるかもしれない。

もう一つMANGA議連が解くべき問題は、二次利用をどうするか。著作権の問題に切り込むことになる。著作権はすごく強い権利で、多くの場合二次利用は禁止されている。僕も議連や役員会で発言しているけど、そういう感覚が共有されていない。著作権を所管している文化庁の人にも話を聞くと、「何も議論されていません」という答で、内閣官房知財戦略本部のコンテンツ担当の人聞いても、「そういうことは準備していません」という答だつた。

著作権の問題では、TPPで非親告罪化された場合に文化に対する影響が懸念されます。TPPからはどうな影響があるのでしょうか。

TPPの知財分野には三点の問題がある。著作



参議院議員会館 山田太郎氏の事務所にて

著作権法は罰則が非常に厳しくて。非親告罪化について説明すると、例えば「映画泥棒」でおなじみですが、一〇〇〇万円以下という罰金額は、海賊版を防ぐために高く設定していて、傷害罪くらい重い。しかし罰金が高くてバランスがとられていたのは、それが親告罪だったから。著作者が目をつぶっている限り、暗黙の了解の元に事は流れている。著作権法の一三三条の著作権親告罪の項目のみが消され非親告罪になればどうなってしまうか心配だ。非親告罪のアメリカではフェアユースという考え方で、裁判の事例を積み上げて合法と違法のボーダーを社会が混乱しないように明示している。ところが日本は裁判に行つただけで黒

権の非親告罪化と、著作権保護期間の死後七〇年間への延長と、法定賠償金の三点。三つめの法定賠償金について説明すると、現在は実際に発生した損害を算定して賠償金を払わせている。これに

対して制度が変わると、著作権侵害に対する賠償額が過度に大きくなるおそれがある。将来を含めて得られたであろう権利料を含めて賠償額が算定されることになるので、実際に発生したわけでもない損害に対して過大な支払いが求められることになる。

日本の著作権法は罰則が非常に厳しくて。非親告罪化について説明すると、例えば「映画泥棒」でおなじみですが、一〇〇〇万円以下という罰金額は、海賊版を防ぐために高く設定していて、傷害罪くらい重い。しかし罰金が高くてバランスがとられていたのは、それが親告罪だったから。

著作者が目をつぶっている限り、暗黙の了解の元に事は流れている。著作権法の一三三条の著作権親告罪の項目のみが消され非親告罪になればどうなってしまうか心配だ。非親告罪のアメリカではフェアユースという考え方で、裁判の事例を積み上げて合法と違法のボーダーを社会が混乱しないように明示している。ところが日本は裁判に行つただけで黒

というか、争い事を好まない風潮があるから、萎縮や自主規制が始まる可能性が高い。しかし日本の著作権関係の法体系を現実にあわせた形で見直すという機運になつていない。

萎縮効果や自主規制の結果、具体的にどのような問題が生じるでしょうか。

現に自主規制は既に始まつていて、あるオーサークションサイトでも、コミケやコスプレのような二次創作関連はダメとか。著作権の話とは違うけど、児童ポルノ禁止法の流れから、二次元のキャラクターの絵や、ランドセルを背負つて少女の写真ですら流通できなくした。この流れが広がつて大手サイトも追随している。というふうに、自主規制や萎縮は進む。TPPによる著作権の非親告罪化では、基本的に同人といわれる世界で成り立つているコミケも事実上もうできなくなつてしまつという懸念がある。

もう一つ問題は、そういうことに対して日本の政府は非常に無理解という感がある。何回か安倍総理や、TPPに関して甘利経済再生担当大臣、下村文科大臣、宮澤経産大臣にも国会質疑で聞いている。宮澤大臣の答弁では、クールジャパンを所管しているのにコミケについては初めて知ったと。著作権の非親告罪化に関して問題がなくはない、コミケも影響を少なからず受けうる、という

回答だった。であればTPPに備えて関連法案の整備を急ぐべきだが、全く準備されていない。

政府は他方で、例えばクールジャパン機構に予算を割り当てて文化の海外発信を支援するなど、振興策も行っています。振興策について現状をどのように見ていますか。

そもそも、クールジャパンとかコンテンツ振興とか言っているけど、もうあまり意味がないと思う。なぜなら、まずマンガやアニメやゲームがなぜウケたのかというと、サブカルチャーだから。

好きな人どうしで自由に発言して、自由に書いた結果。これに対して例えばテレビは規制の表側にある。既成の表現やコンテンツの流通経路にみんな飽き飽きしている。インターネットを若者は手に入れたことによって、自由に人対人でやりとりができる時代に入つて、人と人とのつながりがサークルを作つて、それが一気にサブカルチャーを爆発させた。それとともになつて従来主役だったテレビ局とか出版社つていうものの役割が変わってきた。マスコミはマスとしての役割があるけど、文化を生み出す主役の座はそういう人たちに譲りつつある。

あくまでサブカルだからウケているのであって、外国にも伝播していく。誰も意図的に広めているわけではない。そういう事態をたぶん政府は把握

していないと同時に、そこはお金になりそうだと、日本の文化だと勝手にレッテルを貼つて、メインカルチャーにまで仕立ててしまおうとしている。サブカルチャーが政府の力によって広まるとは決して思わない。

韓国の韓流政策に極めて影響を受けた政策だと思うけど、韓国の韓流が東南アジアでものすごく流行っているかというと、最近は必ずしもそうではなくなつてきている。

文化は政府が定義するものではないし、意図的に流行が作られても、その人気は長続きしない、ということなんですね。

そう。やっぱりそれは文化にならないし、自由な発想に任せていかなければ続かない。発生の原因と拡大している過程はなんなのかということを冷静に見ないと。そこに政治介入してうまく使ってやろうというのは、筋違い。

どんな介入をするかといえば、ポルノ輸出大団体局とか出版社つていうものの役割が変わってきた。マスコミはマスとしての役割があるけど、文化を生み出す主役の座はそういう人たちに譲りつつある。

いま政治家は社会法益、つまり、新しい社会秩序を作りたがる。公共の福祉の名のもとに規制を進めようとする。例えば自民党の憲法草案を見てもらひつくりする。本来憲法は為政者の暴走を防ぐ最高法規としての戒めと、個人の権利を守ることに立脚して作られたはず。これに対して国民個人の義務をもつと書き込むべきという主張が増えた。現在日本国憲法上の義務はほぼ教育と税金しかなければいけない。サブカルチャーがカルチャーになつて目立つほど、自分たちの社会秩序の領域

に入つてくるのが嫌だと言つて、規制は強化の方に向かっている。嫌いなものは見なければいいにも関わらず、取り締まれ、と。そこでまず狙われたのが、性表現に対する取り扱い方。特に児童ポルノ禁止法は、入り口（目的）が「虐待された子供」を守る、だつたのが出口（実際の法文）は「子供のポルノ」を取り締まる、になつた。虐待された子供の写真、だつたとしても、局部が隠されたものだつたら取り締まりの対象外になつてしまふような、不思議な法律になつた。

公共空間に對して政治がどう関与するかについての議論は、社会法益と個人法益の二つをしつかり分けなければならない。個人法益は、個人の権利や自由を守るため、生命や財産を保障するもの。社会法益は例えばわいせつ物陳列罪や、他には騒音の問題など、社会秩序を維持し、ある種の「無秩序」を防御していきたいというもの。

いま政治家は社会法益、つまり、新しい社会秩序を作りたがる。公共の福祉の名のもとに規制を進めようとする。例えば自民党の憲法草案を見てもらひつくりする。本来憲法は為政者の暴走を防ぐ最高法規としての戒めと、個人の権利を守ることに立脚して作られたはず。これに対しても国民個人の義務をもつと書き込むべきという主張が増えた。現在日本国憲法上の義務はほぼ教育と税金しかなければいけない。サブカルチャーがカルチャーになつて目立つほど、自分たちの社会秩序の領域

して各々の役割を果たせばいい社会であって、いっいち法律で義務を細かく指示する社会は豊かで穏やかな社会では決してない。

そのような状況に対して、山田議員は今後どんな活動を進められますか。

コンテンツに関して言うと、一番には表現の自由をとにかく守りたい。そのための最大の戦いは、理不尽な規制や法律は一切作らせない。法案や改正案があつたとしても寛容にさせる。他にこの問題を扱う議員がいないからこそ、役割は重要だという自負はある。議会では多数をとらなければ何にもできないと言われるけど、一人からの戦いはこれまで通り、可能だと思う。質疑の中で範囲を限定したり、附帯決議の中で定義を明確にしたりすることで、法律を寛容にする手段はある。

二番は、政治家が気にするのは世論なので、問題が広く知られる機会を作つていただきたい。表現規制の問題では何度も盛り上がるそのタイミングがあつた。東京都の青少年健全育成条例の改正があつた二〇一一年、「非実在青少年」とはなんだということでそれを削除させるためにものすごい運動が起つて、結局は世論に耐えられなくなつて削られていった。

次に二〇一二年、児童ポルノ禁止法の中にマンガ・アニメの検討事項っていうのが入つた。マン

ガ・アニメは実在のポルノに繋がる可能性が高い、その検討を三年の間にすべしと、まるでマンガ・アニメの規制を前提としたかのような条項を削るということで、もめていくわけですよ。でその条項は落ちていく。

次にもう戦いは始まつていて、青少年健全育成基本法というのが準備されている。昨年、参議院に提出されたが時間がなく廃案になつた。でもおそらくまた出てくる。内容はあらゆる出版物に対して、好ましくない表現物という形で、意図的に都道府県単位か委員会などで規制していく、そんなおそれを孕む法案が出てくる。

著作権の非親告罪化の問題はまず、来年の通常

国会でTPPのことが議論になる。TPP関連条約に批准するかどうかは、二〇一六年の六月までに結論を出すだろう。日本では参議院議員選挙があるし、アメリカでは大統領選挙があるのでそれ以降には延びない。つまり来年の通常国会頃には必ず批准が行われて、それと同時に関連法案が一氣に改正される。なぜなら日本国憲法九八条により、条約は法律を上回つてしまふから。だから必ず関連法の改正もあるけど、その準備ができるといふ。つまり著作権では自動的に非親告罪化が決まり、二次創作を含めた文化に多大な影響がある。これを踏まえた著作権法の全体の見直しについて

誰も言わない。

コンテンツ振興はコンテンツを作つている人に任せることはないし、あんまり余計なことをやって、これはいいとかこれは悪いとか差別する必要はないから、自由にさせておけばいいし、それを国が積極的に輸出する必要もないと思う。

もうひとつは憲法二二条。欧米では「ネットは基本的人権」という考え方方が強い。海賊党の活躍もあって広く定着した考え方になつた。ネットは道路以上に大事で、社会がインフラとして整備すべきものになっている。インフラの保障のためにまず秘密でなければならない。道路を歩いていたりたびに検問があつて取り調べされたらそんなの道筋ではない。

日本でも憲法二二条に通信の秘密はある。でも政府の解釈なのかよくわからないけど、通信の秘密は信書法に限つては極めて厳格に守らうとする。信書法の矛盾点が明らかになつたのは例えばクロネコヤマトの宅配便の中に手紙を入れて出したたら逮捕されちゃうかもしれない、こんなバカな話があるかと言つてクロネコはメール便を廃止した。なぜなら事情聴取を受ける人が何人も出たから。他方ではインターネットの中は覗き見ます、という態度。その先駆けになつたのが児童ポルノ禁止法。児童ポルノ禁止法の中に、プロバイダが捜査当局に対しても協力をすべきという努力義務がある。中を見られることになつてているから、秘密もない。



山田 太郎
やまだ・たろう

参議院議員。

慶應義塾大学経済学部卒、早稲田大学大学院博士課程単位取得退学。外資系コンサルティング会社を経て
製造業専門のコンサルティング会社ネクステック社を創業、三年半で東証マザーズに上場。
東京工業大学特任教授、早稲田大学客員准教授、東京大学工学部非常勤講師、清華大学講師など歴任。
専門は憲法二条（表現の自由・通信の秘密）、製造業、食の安全、年金、農業など。

なぜなら何がポルノで何がポルノでないかという判断をするために、中を覗くことになるから。つまり通信の秘密や傍受法などで保障されるプライバシーは、色々と侵されているのが事実。さらには自民党の憲法改正草案では、表現の自由や通信の秘密はさらに限定的になってしまふ。それで大丈夫？と指摘をしていきたい。

インターネットについて他には、どこでも等しく接続できる、速い確実な情報網、それこそユニバーサルサービスとして国が保障することがあつていいと思う。道路と同じで基本インフラだから。そんな認識が高まるまで目指したい。

なぜなら何がポルノで何がポルノでないかという判断をするために、中を覗くことになるから。つまり通信の秘密や傍受法などで保障されるプライバシーは、色々と侵されているのが事実。さらには自民党の憲法改正草案では、表現の自由や通信の秘密はさらに限定的になってしまふ。それで大丈夫？と指摘をしていきたい。

今後個人法益と社会法益の関係を作る公共政策に携わる若者に向けて、メッセージをお願いします。

公共政策とは何かという点をぜひ大事にしてほしい。

公共政策はまず社会法益を考えるけど、最も気をつけるべきなのは誰かの利益になることは誰かの不利益になる可能性が高い、トレードオフだということ。政策を作る側は必ず反対側のシミュレーションをしてバランスがとれているのか考えてほしい。そうでないと感情的になってしまう。

社会法益を作りたい側の人は感情論が強い。例えばたばこでいうと、僕はたばこには別に反対しないんですけど、どうしても立場としてはどうしてもたばこを吸う人が弱い。ところが、大麻のレベルになると社会法益上、日本では絶対禁止とされ

ている。しかし国によつては大麻が一定の条件下で許されている。場所と時代によつても社会法益は異なる。今の話はかなり極端だけど、特にマンガ・アニメ・ゲームの話でもあてはまる。しかも世代間闘争のようなものが絡んだ二項対立になつてしまつていて。規制する側がある程度抑制的でないと、一つの社会を壊してしまふ。社会を作ろうと思っていた公共政策が社会を壊すものでは意味がない。嫌いだから。喫煙が嫌いだから。マンガが嫌いだから。そういう感情的な発言は多い。実際には国会の議論はすぐヒステリック。そういうことを公共政策に携わる人、特に立法者には気をつけてほしい。

（取材…七月二九日・文責…村野宏通）

「マイノリティ」のボーダーから社会を見つめる

タレント・文筆家 牧村 朝子 氏

ボーダーは人と人の間にも存在する。最近話題に上る「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイ

セクシュアル、トランスジェンダー^{図参照}の頭文字をとつて、性的マイノリティを総称する言葉だ。

日本人の七・六%を占める¹とする調査もあるこのボーダーに公共政策はどう対応していくべきか。

女性同士の結婚をした、タレントで文筆家の牧村朝子さんの視点を通して考えていく。

言葉の重さが違ういま

牧村さんのお仕事と、それを通して目指す社会の姿を教えてください。

書くことと話すことがお仕事です。どういうものを目指しているかということですが、私、女人と結婚をしていますけど、妻と一人でおばあちゃんになって、縁側でお茶を飲みながら、その時代の若い女の子たちに「レズビアンってなに」って言われたいですね。それくらい女の子が女の子を好きになつたときにそのこと自体で悩まずに、ただ人を好きになつただけってことだと受け止められる。「自分はレズビアンかどうか」というところで悩んじやうのが今ですけど、そのステップそ

ろそろいらないと思って。

それはレズビアンという言葉もない社会ですか。

なくなればいいとは思つてないです。自分がレ

ズビアンだつていうことを誇りに生きている方いるので。でもいま（名乗ることが）必須事項になつていますよね。本当は、ヘテロセクシュアル（異性を好きになる人）だつて、自分がヘテロセ

クシユアルですつて胸に掲げて生きていくことだつて選択としてはできるけど、その言葉すら知らない人が大多数でしょ。（レズビアンという言葉も）

そうなつたときこそ、本当の平等なのかなと思つ



取材に応じてくださった牧村朝子氏

性別による不平等はLGBTだけの問題ではない

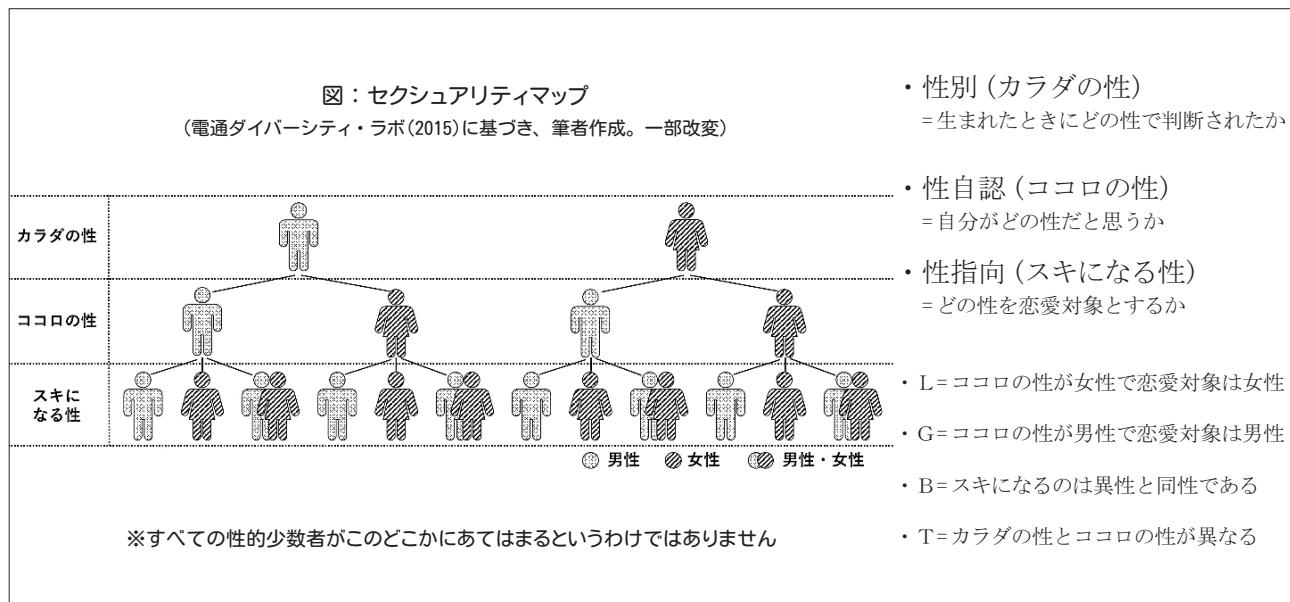
社会に発信したいことで、今、特に考えていることがありますか。

LGBTっていう言葉がすごく言われるようになりました。でも、LGBTと呼ばれる人たちが苦しい思いをしているのは、その人たちがLGBTだからではありません。世の中に性別による不平等があるからですよね。たとえば、日本の婚姻制度つていろいろ性別によつて不平等なところがあるでしょう。男の人と女の人で結婚できるようになる年齢が違うとか、夫婦別姓のこともやつてますよね。性別のことで困るのつてLGBTだけじゃない。男の人が育休取れないとか、社会に出て成功した女の人人が、どうせバトロンがいるんだろと言われてしまうとかね。

チーム「LGBT」の戦略

では牧村さんは、人を分けるLGBTという言葉

で。言葉の重さが違うので、いま。



をどのように捉えていますか。

LGBTっていう言葉は、私個人としては、人間の種類を指す言葉ではないと思っています。ある種の連帯の在り方を示す言葉。「麦わら海賊団」²みたいな。性別による困り事が社会のなかにあって、その中で、LとGとBとTは問題が似ていて、じやあ僕たちチームになって戦いにいきませんかと。連帯の在り方を示すチーム名だと思っています。

今、そういうチームが出てくることによって、行政が動いていますよね。

そろはなっていますね。だからLGBTという言葉は、戦略としては、結果を出しています。例えば、LGBTという言葉が広がった後に、法務省がLGBTQ³の啓発動画⁴をYouTubeに公開したり、文部科学省が学校現場に対して性同一性障害の児童生徒に関わるガイドラインを出したりしました。いまが頑張り過ぎだと思っています。

このままだとゲットーができる

解がついていかないことがあります。

目につくのは、みんな苦労しているのに、なんでLGBTの人だけ、という声です。フランスで、二〇一二年に同性婚法制化の議論をしているときに、『同性婚じゃなくて仕事をくれ』って行進している失業者がいた。LGBTチームの人たちの存在が社会のなかで見えてきて、その人たちに対する公共政策が組まれるようになつてくると、なんの人たちだけ、とやつかむ人が出てきてしまう。

個人的な社会に対する辛さと新制度に対する批判を切り離せていないということですか。新しい制度が、現状の社会に受容されるようにするにはどうしたらいいのでしょうか。

公共政策の問題として、例えば同性婚の法制化などのマイノリティに対する新しい制度に市民の理

私が思うには、(LGBTといわれる人々)別の一種として扱うべきではないんですよ。例えば、今後LGBT差別禁止法のような法案が出るなら、「性別、性自認、性指向」図参照による差別禁止法」って言った方がいい。自分がLGBTに入らないと思う人たちも、性別のことで困ることがあるわけなので。性別による不平等から、みんなが守られますよという言い方にした方がいいと思いますよね。性別、性自認、性指向とかで人の扱いを変えることがあるからこそ、あなたレズビアンなんだ、人と違う、というものが生まれてくれ

るわけでしょ。性別、性自認、性指向で人を見るような考え方がなければ、そもそもLGBTっていう言葉も必要とされなかつた。

社会全体を含めるべきことですか。

そうですよね。このままのやり方だと、たぶんゲットーができちゃうと思います。LGBTという人たちがいて、こんな困り事があるので、こんな対応策や政策が必要です。じゃあLGBTの人は渋谷や世田谷⁵にいってください、LGBT相談ダイヤルがあります、LGBT介護センターあります、LGBT向け出会い系パーティーります、LGBTの世界で生きてねつてなつちやう。それだと、根本的な問題をなにも解決していない。そんなことやつても社会にある性差別はなくなつていないので、たとえば引き続き男性は育休をとりづらいわけですよね。根本解決をしないといけない。

今の制度でばっかりの人と困っている人

新しい制度を導入する場合、既存の制度で恩恵を受けたり、古い制度を守りたいと思つてしたりする人に対して、現状を変えることについてどのように納得してもらえるのでしょうか。

私はまず教えていただきたいです。なんでいま

の制度でばっかりなんですかって。私はどつちかつていうといまの婚姻制度で困つてゐる側ですよ。いまの婚姻制度でばっかりだ、心地がいい、助かつたつていう人たちの意見が分からないので、聞きたいなと思つています。その話を聞くことなしに、（現状維持派）納得させようとはしたくない。

結婚して、子供が生まれて、子供もそれぞれ結婚してつていうその完璧感が自分の幸せだと思うから、制度の現状維持を守りたがることですかね。

まあそうでしようね。中学校卒業します、大学出ます、就職します、結婚します、子供生まれます、つていうのが、安定した幸せだということですね。でもそれは、選択的夫婦別姓が可能になつてもできることですし、婚姻ができるようになる年齢が、男女両方一八歳からでもできること。別に不平等のまま推し進める意味もないことなのに

と私は思います。

ボーダー強化はもつたいない

アメリカの最高裁が同性婚を認めました⁶。日本もそれに続けという議論もありますね。

言つていますよね。ストーリーとしては分かり

日本と比べて海外の方がLGBTのボーダーのない世界だと見えそうですが。

海外が自由で、日本が不自由だとは特に思つてはないです。フランスでも同性カップルが暴行されていますし、アメリカではトランジエンダーが自殺に追いやられていますし、イギリスはLGBTであることを理由に迫害された難民を前に「あなたがLGBTであるという証拠は?」とか聞いていますから。アメリカはこうだから、イギリスがこうだから、日本もこうしようつて言つてしまつた瞬間に、アメリカやイギリスに対してボーダーを引いて、統一化して見てしまう。アメリカにもいろんな人がいるよね、つていうことが見えなくなつてしまふ。もつたいないと思うんですよ。

ムダな時間を持つこと

最後に、牧村さんの原動力は何ですか。

好奇心ですね。私、十歳で初めて女の子を好きになつた時、同性愛者っていう言葉に捕まつた気がしたんです。人間が同性愛者と同性愛者じやな

やすいんですけど、私は乗らないです。婚姻制度と一言で言つても、国によつて全然違うんですよ。



牧村 朝子
まさむら・あさこ

一九八七年、神奈川県大和市生まれ。タレント・文筆家。オフィス彩所属。
二〇一二年にフランス人の女性と結婚。自身の経験や視座を基に、執筆や講演活動をしている。
著書に『百合のリアル』(星海社新書、二〇一三年)など。

い人に分かれている。それは人種のようなもので、そこにきちっとボーダーが引かれていた。でも、同性愛者って言葉がいつできたか知っていますか。なんと一八五〇年とか六〇年とかなんです。ボーダーは引かれていたのではなく、誰かが引いたものなんだと知つて。それはすゞくわくわくする体験でしたね。知つたことによつて、ものの見え方が変わる。知つたことによつて自分の感覚が変わること。知つたことによつてなんて素敵なんだろうって思つて。図書館の本を見回したときに、ノリトにある本を私は一生かけても読めないなと思つて、すゞく震えがきたんですよ。

日常の業務に追われるなかで、自分の好奇心とのバランスは大切ですね。

この書類やらなきや、あれにハンコもいわなきやとかね。だから金にならない時間を持つことです。

いつも外に出ようとしたいし、いつも無駄な時間を持つことを忘れたくないです。自分のすでにいる世界でやるべきことは確かにたくさんあると思いますが、常に外を見ていかなければいけないと思ふ。いかに外を見ようとして、いくら歩いても全部は歩き回れないくらい世界は広いから。

(取材・一月一九日・文責・寺田実穂子)

いと感じる「Q」の人々を含めた性的マイノリティを括した表現。「Q」は「Questioning」(性別などに確信が持てない)または「Queer」(原義「変わり者」)を表す。

⁴ 「人権啓発ビデオ『あなたが あなたたらしく生きるために 性的マイノリティと人権』」
<https://youtu.be/G9DhgHaAxlo>

⁵ 日本で行政が同性パートナーを初めて認めた動きとして、二〇一五年四月、渋谷区がパートナーシップ条例を成立させた。続いて世田谷区でも十一月から「同性パートナーシップ申請書」の発行の取り組みを始めた。

² マンガ『ONE PIECE』(集英社)において主人公ルフィが偉大なる航路に出るために結成した少數精銳の海賊団。

⁶ 二〇一五年六月、アメリカ連邦最高裁の判決で、

同性間の結婚を認めない州の法律は、法の下の平等を掲げる憲法に違反すると判断された。これにより当国では事实上同性婚が認められる」と变成了た。

¹ 電通ダイバーシティ・ラボ『LGBT調査2015』
<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html>

「ボーダー」を哲学する—グローバリゼーションの考え方

京都大学大学院経済学研究科 特定講師 John Lambino 氏

国と国が国境を越えて深く影響しあうグローバリゼーションの時代。本誌内では、安全保障やコントンツの具体的な問題について、突っ込んだ話題を扱っている。一つの国には取り切らない様々な課題の原因は何か。どんな視点から共通性を見いだせるか。本稿では、現在の「グローバリゼーション」はそもそも何なのかを、フイリピン出身で、京都大学で移民政策や開発経済学の視点からグローバリゼーションを研究している、John Lambino 先生と共に考えていく。

グローバリゼーションは、従来のボーダーが曖昧になつたり、崩壊していつたりする過程として捉えることが可能です。この定義を先生は適切だとお考えですか？

重要なのはスケールの問題です。世界経済だけを見れば国境が開けてきていると言わざるをえません。各国の国内総生産は収斂している傾向があり、国同士の違いは小さくなっていることが観察できます。例えば、一九九〇年代ころから途上国や新興国の一人当たり国民所得が先進国より増加していますが、国内では所得格差が広がっていることがみられます（Dervis, Finance & Development 49(3), 2012）。しかし他方で、グローバル

都市が相次いで誕生している。国家レベルでボーダーが崩れていったとしても、グローバル都市という国家に満たないレベルにおいてボーダーが新たに生まれるはずです。たとえば、フィリピンの首都マニラでは、東京やニューヨークのようにコスモポリタンなエリアがあります。そのようなエリアに商品・アイデアが流入する一方で、それ以外との間に新しいボーダーが生まれつつあります。

この現象は、「個」と「全体」の対立から生じるもので、全体的には収斂する傾向があつたとしても、逆に物事を特定化する正反対の傾向もあります。資本蓄積の観点からすれば、空間的な拡大が進むと同時に、富が特定の場所で形づくられていきます。その富を吸収する場所がグローバル都市です。しかしグローバル都市の中にも濃淡がみられます。開発が進んだエリアもあれば、まだ非常に貧しいエリアもあるのです。

グローバリゼーションの最後の側面は、文化・イデオロギー面です。過剰にグローバル化する経済活動に対して抗う必要から、労働者や市民は組織化する傾向にあります。たとえば社会運動家も、自分たちを守るために国境を越えて世界の運動家と協力することが必要だ、と認めています。

経済・文化・イデオロギー、以上三つの側面それぞれにおいて、「個」と「全体」の対立が起きています。

「個」と「全体」の対立をより詳しく説明してい

結びっています。先進国の企業は、経済的グローバリゼーションに伴つて環境保護や人権を軽視し、企業は規制がより緩やかな国へ投資を行うインセンティブを持つからです。その結果、ある国の国民や企業が国外で罪を犯した場合、国家はそれを罰するために超国家権力を行使しなければなりません。これはグローバリゼーション・国家・経済の関係を考えるうえで非常に重要な現象です。

国境の内側へ力が制限されてしまった各国家は、グローバル化し続ける経済を規制するために、超國家権力の行使を強いられています。これこそが政治的グローバリゼーションです。

グローバリゼーションは、文化・イデオロギー面です。過剰にグローバル化する経済活動に対しても、労働者や市民は組織化する傾向にあります。たとえば社会運動家も、自分たちを守るために国境を越えて世界の運動家と協力することが必要だ、と認めています。

経済・文化・イデオロギー、以上三つの側面それぞれにおいて、「個」と「全体」の対立が起きています。

ただけませんか。また、その対立が起きるそもそもの原因は何なのでしょうか？

まず、スケールの話をしましよう。木を見るか森を見るかという話ですね。我々は何かを遠くから見ると、対象を抽象化・一般化する」とによつて、現実を理解しようとします。ただし近づいて見ると、物事が異なつて見えます。つまり「個」と「全体」を理解するには対立するものごとをとらえる、複眼的視点が必要です。

次は人類学の例を挙げましよう。全人類の中に、ひとつひとつ部族が存在しています。各部族の利害は人類全体の利害と必ずしも一致しません。たとえば人類全体にとつて労働時間の削減が望ましい場合でも、それを拒んで利益を追求する部族もあるはずです。結果として、一部の部族が利益を得る一方、人類全体としては損害を被ります。特定の集団が他者の努力を利用して利益を得ようと/or>この状況は、フリーライダー問題でもあります。

また私たち一人一人はユニークな存在であると同時に、他の人間と同じ存在でもあります。最小スケールに分解すると人は個人であると同時に、グループ分けを行うと人は何らかの集団に属する一員に過ぎなくなります。「個」と「全体」は時に共通の利害を持ちますが、利害が一致しない場合も少なくありません。

テクノロジーがもたらした変化は具体的にはどのようなものでしようか。植民地時代にも似た現代のグローバリゼーションを変質させる力があると

人々は自らを「国民」というより「人類の一員」、あるいは「グローバル都市の市民」として認識し始めています。アイデンティティの拠り所が「國家」から「非国家的主体」へ軸足を移しつつあることについて、グローバリゼーションとの因果関係はどのように説明できますか？

各国家もグローバリゼーションに身を委ねるのか、それに抗つて特定化するのか頭を悩ませています。しかし現代のグローバリゼーションが直面するジレンマは歴史上完全に新しいものではありません。たとえば植民地時代、歐州諸国の価値観が世界に普及した一方で、国際経済システムから得られる利益は宗主国側に流入していました。物事に光と影は必ず存在します。今日の自由貿易に基づくグローバリゼーションも、特定の国家権力のみを強化する一方で、その他の権力を相対的に弱体化させています。その意味で植民地時代と同様な面があると考えられます。全人類というより特定の集団のみを利する現代のグローバリゼーションに唯一希望があるとすれば、それはテクノロジーによってもたらされた変化です。

ボーダーをどのように見るかは重要です。我々が国民国家の国境を見るとき、実はコンセプトを見ているのです。一般的に国家間の国境は、文化や言語の違いによって引かれます。ただそれは一つの基準に過ぎず、国民国家が発展すると、様々な経済的基準でボーダーが引かれるようになります。その基準は一人あたりGDPであったり、貧困率であったりします。今日起きているボーダー

いえますか。

まさにテクノロジーのおかげで、グローバルな社会運動が以前よりも誕生しやすく、また組織化されやすくなりました。これは重要な違いです。

移動やコミュニケーションのコストが下がり、国家と比べれば弱い立場にある社会運動はより効果的に動員され、アイディアが圧倒的に伝播されやすくなりました。これこそ、今日のグローバリゼーションに生まれた新たな特徴です。ただし、国家など社会の強者の側も、大量の情報を送りつけることによって、市民のコミュニケーション・ネットワークを妨害することが可能であり、注意が必要です。

以上の変化を踏まえて、グローバリゼーションはボーダーの引き直しだ、という主張を改めて考えてみたいと思います。具体的にどう説明できるでしょうか。

ボーダーをどのように見るかは重要です。我々が国民国家の国境を見るとき、実はコンセプトを見ているのです。一般的に国家間の国境は、文化や言語の違いによって引かれます。ただそれは一つの基準に過ぎず、国民国家が発展すると、様々な経済的基準でボーダーが引かれるようになります。その基準は一人あたりGDPであったり、貧困率であったりします。今日起きているボーダー

の引き直しというのは、各国内部で経済水準がバラバラになってきているということです。同じ国の中で地域間格差が激しくなっています。例えば二〇〇五年のハリケーン・カトリーナは、世界の国・アメリカの中でも、非常に貧しい地域があることを明確に示しました。それこそがボーダーの引き直しです。

グローバリゼーションがもたらす帰結は他のレベルでも起きています。ただし、国家レベルでデータが収集されるので、現実を把握することは大変難しいのが実情です。「領域」の定義を中央政府が定めることで、我々は現実を見失っています。経済的・文化的な違いにより生まれた過去の現実により引かれたボーダーは、新しい現実との間に齟齬を生じさせ、意味をなさなくなっています。そのため、新しい現実に適したボーダーを引き直す必要があります。政治的グローバリゼーションは経済的グローバリゼーションに遅れて発生するものですが、政治や法律は新しい現実に対応して徐々に変わっていくでしょう。

今日、超國家権力は特に先進国にみられる特徴ですが、発展途上国にも近い将来そのような権力が認められることは考えられるでしょうか？

私は個人的に超国家権力を認めていません。私は発展途上国出身で、国際協定に基づいた国際関

係が理想だと考えています。途上国が大企業や強者に対し罰則を課すなどの、自国を守る措置を取ることは難しく、国際協定などの枠組を模索することが現実的です。

ここで改めて確認したいのは、「国家」の定義です。国家は「領域」と「国民」、たつた二つの要素から構成されます。これに対しグローバリゼーションは、「人」が「領域」とより激しく移動することにより、商品・資本・アイディアが活発に交換される現象です。固定された一定の「領域」を支配するに過ぎない国家は、グローバリゼーションのなかで大きな矛盾を抱えるようになりました。次に国家権力を定義づける三つの側面を確認します。まずは「権威」です。権威は法体系や軍事力を含め、自らの法によって他者を強制する能力です。超国家権力はよく「権威」の姿で現れます。次は「経済力」です。例えば、自由貿易によつて国家は、他国の富を吸収しようとすると考えられます。経済力を領域外まで拡大しようとするのが自由貿易です。最後に、「イデオロギー」があります。イデオロギーというのは、「善」「正義」「美」とは何かといった質問に答える枠組を指し、簡単に国境を超えて輸出できる力です。

国家は、支配する、または影響を与える「領域」と「国民」を拡大するために、三つの権力タイプを使い分け、国家間競争を戦います。自身の権力で人々は自分たち自身のために、志を共有する人々と、共に団結しようとする意欲も潜在的に持ち合わせています。人々は人権や環境保護に関する国際協定を待ち望んでいるはずです。彼らの一部は、

を強化しないと、国家が脆弱化し、他国に依存せざるをえないからです。

例えば「イデオロギー」によって、他国民に対し価値観のアピールを行います。その結果、他国で変更を起こすために軍事力行使せずに済みます。次に、「経済力」もあります。自由貿易を通じて、国家が投資により他国の領域で利益を得ることができます。そして最後に、「超国家権力」があります。他国が抵抗すれば、戦争で屈服させることができます。あらゆる国家間関係を国家権力の拡大で捉えることが可能です。

これに対し人々の側でも、テクノロジーの恩恵によつてアイディアを共有しやすくなつたのは、先ほど確認したとおりです。人権について共通認識の普及を目指すことは、人々がアイディアや願望を共有し、具体化できることによつて初めて可能になりました。

このように、グローバリゼーションには二つの顔があることが分かりました。一つは国家によるグローバリゼーション、もう一つは人々によるグローバリゼーションです。人々が普段の生活のなか人類全体のことを考えないのは当然です。他方で人々は自分たち自身のために、志を共有する人々と、共に団結しようとする意欲も潜在的に持ち合わせています。人々は人権や環境保護に関する国際協定を待ち望んでいるはずです。彼らの一部は、



John Lambino
ジョン・ランビーノ

一九七四年フィリピンバンガシナン州生まれ。京都大学大学院経済学研究科特定講師。専門は開発経済学、
移民政策、ASEANの政治と経済など。
京都大学では「開発経済の地政学」、「ASEANの持続可能な開発」などを担当。

既存の国家権力や超国家権力を利用して、アイディアを普及させようと企図するでしょう。しかし長期的には、国際協定によって国際価値観を築き、共通の利益を追求することが望ましいと私は考えます。

ただし、国家は自身の利害のために国民を利用することをやめません。経済利益を得るために人権を促進する国家が典型的です。市民が組織化しない限り、国家は彼らの利害を無視し続けるでしょう。国家権力が妨害されないように、国家が国民の分裂を図ることもあるので、社会運動の組織化は重要です。

重要な質問ですね。国家が特定の人権解釈を利⽤して利益を追求していることを、改めて強調したいです。国家が人権を認めない場合は、国民も人権を認識することが難しくなるのは、指摘のとおりです。ある国で起きた強い社会運動で人権も重要になってきましたが、その「ある国ではそのような社会的な経験が蓄積されています」。

物事は二つのレベルで起きているので、市民側の戦略も二つのレベルに分けて考えるのが妥当です。グローバルレベルでは、市民主導で人権の法的保護を構築することが望ましいと考えています。

ただし国家レベルでは、国内法の下で行動するわけですから、運動家はその枠組の中で人権保護を訴えることになります。

最後に、将来公共政策に関わる職業に就く学生たちへ向けて、メッセージをお願いします。

心を広く持つことが大切です。特に自分たちの、そして世界の将来に対しても心を開いてみてください。物事を自分の頭で理解しながら、行動をとつてしまいましょう。自分の意見や価値観を他者に押しつける過ちを犯してはいけません。開かれた心を持つことは、特にグローバル化する世界で公共政策を作るのであれば、欠かせない力となるでしょう。

（取材・二月二十四日・翻訳／文責・ノブル・ヴァレンタン）

金融市場のグローバル化—証券取引所の目からみて

日本取引所 松尾 琢己 氏

近年実体経済だけでなく金融市場においてもグローバル化が進み、国境がなくなりつつある。リーマンショックのような海外発の事案が日本の金融市場に大きな影響を与え、また外国人投資家の日本のマーケットでのプレゼンスは大きくなつてきている。さらに近年シンガポールや香港のような他のアジア都市が国際金融センターとして躍進しており、これまでの東京の地位が脅かされつつあるという懸念もある。

このような現状において、海外発の事案や外国人投資家が日本の金融市场に与えている影響はどうなものなのか、東京の金融センターとしての国際的な地位の低下に対する今後どのような対応策が必要とされているのか、民間企業を含め今后金融市场に関わる仕事をする学生が持つべき視点はどのようにものかについて、株式会社日本取引所グループ総合企画部調査グループ長の松尾琢己氏に取材させていただいた。

リーマンショックのような海外発の事案が日本の金融市场に与える影響の大きさはどのようなものですか。

日本は発展途上国と違つて短期資金が引き上げられて市場自体が大きな影響を受けるということ

ではなく、円資産については流動性の危機は起こりませんでした。また邦銀はリーマンショックの原因となつた証券化商品をあまり保有していないなかつたので、直接的な被害はほとんど受けませんでした。もちろん、米ドル資金の流動性が逼迫するとか、株価も短期的には二〇パーセント近く下がる等の影響を受けましたが、日本では金融市场よりもむしろ実体経済が直接影響を受けたと考えています。株価の戻りが悪く、投資を差し控えたり生産調整をしたり、また手元流動性を厚くして、利益を投資家に還元しないなどデフレ傾向を拡大するような実体経済への影響が大きかつたと思われます。

このような現状において、海外発の事案や外国人投資家が日本の金融市场に与えている影響はどうなものなのか、東京の金融センターとしての国際的な地位の低下に対する今後どのような対応策が必要とされているのか、民間企業を含め今后金融市场に関わる仕事をする学生が持つべき視点はどのようにものかについて、株式会社日本取引所グループ総合企画部調査グループ長の松尾琢己氏に取材させていただいた。

テクノロジーの発展とは具体的にどのようなものですか。

IT、ICTの技術向上によって、ファンドのセットアップに必要なコンピューター、ソフト、回線等が高性能かつ安く行うことが可能となり、投資家が参入しやすくなっています。そのため、昔のように大規模な資本を持つている投資家以外も市場に参入してきています。

近年特に海外の影響を受けやすくなっている面があると思うのですが、それが感じられたことはありますか。

プラックマンデー やリーマンショックのような突發的な大きな事件は近年ありませんが、欧州債

日本企業はグローバル展開をしているので海外の事由によってそのまま影響を受けています。また、海外株に投資する代わりに海外ビジネスの比重が高い企業に投資する人も出てきており、投資家と企業両方が海外の影響を受けやすくなっています。

また近年HFT¹ やアルゴリズム取引²などテクノロジーの発展の影響を急速に受けてきており、取引が増加してきています。

ので不安要因となり、また実体経済面でも大きな日本企業はグローバル展開をしていくので海外の事由によってそのまま影響を受けています。また、海外株に投資する代わりに海外ビジネスの比重が高い企業に投資する人も出てきており、投資家と企業両方が海外の影響を受けやすくなっています。

また近年HFT¹ やアルゴリズム取引²などテクノロジーの発展の影響を急速に受けてきており、取引が増加してきています。

務危機は長期にわたって金融市场に影響を与えてきました。また今後ではアメリカが金利を引き上げた際に大きな影響を受けるのではないかと思います。

外国人投資家が日本の金融市场に持つ影響力の大きさはどのようなものですが。

売買代金で全体のうちの六割弱近くが外国人投資家で、保有比率だと一昨年度に三割を初めて超えて、右肩上がりです。日本では昔は金融機関が持合いや政策投資などで多くの株を持っていましたが、自己資本規制の関係で普通株を持ちにくくなり、他方、個人投資家はいろいろな振興策にもかかわらずあまり増加しておらず、日常のフローとしてもストックとしても外国人投資家の影響力は非常に高いです。特にデリバティブ取引だと七割後半が外国人投資家でマーケットメイクをしています。また海外の名だたる投資銀行も日本に進出しており、プレイヤーとしての外国人の影響力は高いです。

外国人投資家が増えていることのメリットとデメリットを教えてください。

メリットは外国人に限つてというわけではありませんが多くの投資家が参加することで流動性が高くなる点があります。デメリットといえるのか

はわかりませんが、相場の変動要因が海外の要因に依存するようになるので、相場の変化を掴みにくくなる点があります。日本経済や日本企業以外の要素で株価が変動するようになるので、アメリカなどの海外の状況によって日本の相場に影響が出てくる面はあります。また海外のシステムがコントロールを喪失したときに暴走した注文を止められるかというような問題もあり、市場の安定性をコントロールできるかというところは昔より難しくなっています。そのためにこちらの方で売買注文を切断する等対応する手段を持つておく必要があります。

日本の投資家が海外市场に与える影響も大きくなっていますか。

日本の個人の金融資産は一七〇〇兆円弱と金額的には大きいですが、実は横ばいの状態が続いており、その額を順調に伸ばし続けているアメリカとは大きな差がでています。最終的には家計が金融資産を持っていて、家計が生命保険を持つたり年金を持つたりしており、その生命保険や年金が株などを買う形で影響力を持っています。昔はその資金が相対的に大きかったので平成バブルのときなどはアメリカの国債を大量に持つていました。かつて日本の金融資産は比較的大きい規模でしたが現在は伸びていないので、中国などの後進

東京の金融センターとしての国際的地位の低下を指摘する声がありますが、今後どのような対策を考えいらっしゃいますか。

国際金融センターとしての議論では取引量よりもむしろ人が集まっているかどうかに焦点が当たっています。昔は日本株単体として扱われていましたが、今ではアジア・パシフィックの一部として

扱われるようになつております、投資の判断をする人が昔は東京にいたのが今は香港・シンガポールに移つてアジアの中の一つとして日本株を見るようになりました。日本株自身の地位が下がつておられるものもありますが、ファンドに対するインセンティブを付与している、日本の規制が強い、弁護士や会計士などの金融関連のサービスを提供しておる人が多いなどの様々な要素が組み合わさつてシンガポール等に東京から拠点を移す流れがあります。注文を取りつぐ人や日本の機関投資家に営業を行う人は東京にいますが、投資の判断を行う人は東京から香港、シンガポールに流出している状況にあります。株式市場だけというよりも後ろにいる投資家、特に資産運用業のファンドマネージャーなどの投資の判断を行う人が集まっていることが重要ではないかと考えています。そのためには取引所だけではなく市場全体として総合的に専門家が集まつてくる環境が必要です。そこでは当然、税金が高いことや英語が通じないことが課題とあります。特に資産運用業のファンドマネージャーをもつと育成して外から資金を集められるような状況を作り出す問題をどのように解決するのかは現状妙案がないのですが、個人的な意見になりますが、たとえば独立型のファンドマネージャーをもつと育成するためにG P I F⁴などの機関投資家の運用枠を与えるなどの方法で、もつ

と資産運用業の間で競争を生み出すのが一つの解決策であると考えています。

現時点でも資産運用業者は複数あり競争をしていますが、今後どのように改善していくべきだと考えておりますか。

基本的には現在証券会社や銀行、生命保険会社のアセットマネジメント会社が存在しています。

しかしたとえばアメリカや欧州ではそうした金融機関系列のものがありつつも、それとは別に様々なファンドマネージャーが立ち上がっています。

大きく分けてファンドマネージャーの仕事は二つあり、年金基金のような機関投資家に対して助言をする仕事と投資信託やE T F⁵など一般の投資家に対して商品を提供する仕事です。アメリカでは機関投資家に対してアクティブ運用⁶で特色のある運用を行つて、そういう運用状況をみて資金を出す機関投資家があります。投資信託やE T Fについても大手系列でないところが参入してかなりのシェアを持っているので、機関投資家向け・個人投資家向けの両方で競争がされています。もちろん個人投資家が個別の株式などを直接買つてもらうことも重要ですが、投資信託という商品を使つて投資のプロに運用してもらうスタンスが主流となつていて、そのファンドマネージャーが優秀で資金を集められるかどうかが金融センターと

して力があるかどうかの鍵になつてきます。当然ファンドマネージャーだけでなく彼らを取り巻くI Tや専門家の有無、税制などの市場の総合力が問われるのではないかと考えています。ただまづは独立的なファンドマネージャーを育成して既存のアセットマネジメントも切磋琢磨してというのが一つの形でないかと考えています。

東京の金融センターとしての国際的地位の向上に向けて日本取引所が独自にされていることはありますか。

魅力ある会社や商品を上場し、信頼される市場運営をするという取引所本来のこと以外でできることは実はそれほど多くないのです。そこで、外部に向かつて様々な会合で国際化に必要な施策を提言してそれが採用されていくという形があります。また取引所という面であれば、海外の投資家が参入しやすい環境になるように営業していくことがあります。またリモートメンバーシップがあり、本来は日本で営業をするためには日本の金融商品取引業者として登録しなければいけないので、外國の業者が取引所取引を行う場合について許可を受ければ例外的にその登録をしなくてもいいという制度があり、それを使って外国の金融商品取引業者の直接投資を促進しています。



取材に応じてくださった
日本取引所の松尾琢己氏

金融庁、財務省、日本銀行等の公的機関が金融市場に持つ影響力はどのようなものでしょうか。またどのような政策を期待されますか。

金融資本市場の規制はもちろんですが、ファンドマネージャーを増やすことなど産業としての金融の育成でも金融庁が一番影響力があります。ただ産業の育成と投資家の保護でトレード・オフの一面もあるのでその折り合いが難しいと思います。不良債権問題などで金融への信頼が揺らいでいたときには金融機関を厳しく検査するという時代もあり、産業を育成する面での役割が大きくなっています。

財務省で金融市場に関連する所管は金融危機対

応になります。流動性危機に備えてドル調達などの直接対応を行うのは日本銀行になりますが、金融機関の破綻処理を始め、金融危機の時の全般的なデザインをするのは財務省です。また国際的な金融規制の議論では財務省が前面に立って海外の金融当局と交渉を行うなど、国際化の中で財務省が果たす役割は意外に大きいです。日本銀行の役割については、金利によつて相場が大きく変わるので金融政策の影響が大きいです。また日本銀行は決済システムを運営しておりますので、流動性・決済の安定性の確保の役割があります。さらに非伝統的金融政策としてETFとREIT⁷を、特にETFを大量に買つていて株式市場に大きな影響を与えています。今後量的緩和を解除する際に抱えているETFをどうするのかが注目されています。

(取材..六月八日・文責..佐々木和政)

トの中で起こっているHFTやアルゴリズム取引などのテクニカルの世界がどういう理屈で展開されているのかを理解することが必要だと考えています。実体面とマーケット面両方を理解することで、マーケットの重要性を改めて理解でき、また金融の仕事のやりがいを感じられるようになると思っています。

脚注

¹ コンピューターを使った金融市場での高速売買

² コンピューターによる自動売買

³ 少額投資非課税制度

⁴ 日本において厚生年金と国民年金の年金積立金を管理・運用する機関

⁵ 指数連動型投資信託

⁶ ベンチマークや市場平均を上回る運用成績(リターン)を上げることを目標とした運用スタイル

⁷ 不動産を投資対象とする投資信託

日本の資源外交——ボーダーを越えた生命線の獲得

外務省 経済局経済安全保障課 森本 真樹 氏

今回のテーマであるボーダーを国境と解せば、外交上守るべき主権国家の領域を画定する線を意味する。その国家の生存と繁栄に不可欠な資源に着目すると、供給（生産）側と消費側という概念上の線引きが可能となる。本稿では、これら二つのボーダーが織りなす力学を踏まえ、資源外交戦略のあり方を問う。外務省 経済局 経済安全保障課 首席事務官の森本真樹氏にお話を伺った。現在の立場に縛られず、自身の経験に基づき可能な限り率直に語つて頂いた。

『日本の資源確保戦略（二〇一二年）』から、資源外交を取り巻く環境は変化しました。まず、資源外交の現状を教えてください。

石油危機の教訓から、石油中心のエネルギー構成を見直し、エネルギー源の多角化に努めてきました。その結果、原子力発電や再生可能エネルギーの導入に力を入れるなどして、発電源としての化石燃料依存度を六割まで抑えてきました。しかし東日本大震災後は、原発が稼働停止。その不足分を石油や天然ガスなどの火力発電源で補うことになりました、化石燃料依存度九割、つまり石油危機以前の状態に逆戻りしました。

日本は二〇三〇年までに、クリーンな再生可能エネルギーの割合を二割以上に引き上げるなどの多角化を目指しています。外交と内政は表裏一体ですから、我々は、こうした国の基本方針に沿った形で資源外交を行っています。すなわち、国内では技術革新を進め、新たなエネルギー構成を目指し、対外的には安定的に安価な資源の確保に取り組みます。

資源外交には、資源国との二国間関係の強化と、国際的なルール設定という二つの側面があります。

良好な二国間関係が重要なことは言うまでもないですが、分野や交流のレベルを限定せずに、包括的で多層的な関係構築が大事です。国際的なルール設定については、国際エネルギー機関（IEA）やG7/G20などの多国間の枠組で合意形成を

目指します。例えばIEAは、石油危機の教訓から、産油国側のOPECに対し、欧米や日本といった消費国側が連携することを目指して創設された国際機関です。IEAの重要な機能は、石油の供給途絶のような緊急時への対応です。加盟国には、九〇日分の備蓄が義務づけられています。緊急事が発生した場合、IEAと加盟国が連携して備蓄の一部を放出することで、世界の石油需給の安定を維持しようとするものです。これまでに、湾

岸戦争勃発後の一九九一年、ハリケーンカトリーが米国メキシコ湾岸を襲った二〇〇五年、いわゆるアラブの春からリビア危機に発展した二〇一一年の三回、この備蓄放出措置が採られました。平時においても、IEA加盟国間で、このオペレーションを前提とした訓練も行っています。

経済安全保障課は、こうした国際機関や国際的なフォーラムでのルール作りに取り組みつつ、二国間協議の際には、資源外交の観点から助言を行っています。

南シナ海の問題でシーレーンに注目が集まっていますが、資源確保の上でシーレーンはどれほど考慮されていますか。

日本は島国ですから、輸入物資の多くは海上輸送に依存します。当然ながらシーレーンの確保は極めて重要です。私は以前勤務していた東アフリカのエチオピアの日本大使館で、隣国のジブチという小国を担当していました（当時はジブチに日本大使館が未設置のため）。ジブチが面するアデン湾にバブ・エル・マンダブという海峡があります。ここを通る全商船の一割が日本関係船舶なのですが、この海域では海賊行為が多発しています。日本は、国際社会と連携して、海上自衛隊の護衛



取材に応じてくださった森本真樹氏

艦や哨戒機を同海域に展開するなどして船舶の安全通航を維持しています。当時、私はこれら海賊対策に関する情報収集や現地での受入れ準備に奔走していたのですが、こうした実務を通じてシェーレーンの重要性を実感しました。

シェーレーンについて、迂回ルートや代替ルートの議論はありますが、コスト面などを考えると簡単ではなく、その可能性を検討しつつも、まずは既存のルートをしっかりと確保することだと考えます。

アフリカは地下資源が豊富な大陸ですが、日本のアフリカ外交の柱としてアフリカ開発会議¹（TICAD）があります。TICADが果たす役割について説明願います。

アフリカでは在外公館が少ないとよく指摘されますが、資源外交へどんな影響がありますか。

在アフリカの日本大使館の数は二〇〇〇年間で着実に増え、三〇を越えましたが、間違いなくTICADの成果の一つだと思っています。言うまでもなく、アフリカに拠点が増えることは、外交上非常に有利になります。

大使館や総領事館といった在外公館は、資源外交の拠点として重要ですが、その活用について戦略を立てているのでしょうか。

資源外交は企業との連携なくして成し得ないのと、投資の自由化や保護を目的とする投資協定は、まさに官民連携による資源獲得を有利に進める上で効果的なツールの一つです。このような政府間の法的枠組み作りは、まさに政府が担う役割の一つです。協定内容の交渉に当たっては、企業側の意見も踏まえていきます。

自由貿易協定交渉が増える中、資源外交については交渉官の質・量ともに十分でしょうか。

国際会議などのフォーラムは増え続けていて、すべてに対応するのは本当に大変です。経済産業

TICADにはアフリカ五四か国が出席し、日本や国際機関と共にアフリカの開発について議論します。従来は日本で五年に一回開催し、前回（第五回）は、四〇か国のアフリカの首脳が横浜で一堂に会しました。このような機会は他にはありません。次回は来年、初めてのアフリカ開催（ケニア）です。開催頻度も三年に一回に増えます。日本とアフリカの首脳が定期的に訪問します。日本とアフリカの首脳が定期的に訪問します。

アフリカは地下資源が豊富な大陸ですが、日本のアフリカ外交の柱としてアフリカ開発会議（TICAD）があります。TICADが果たす役割について説明願います。

アフリカは地下資源が豊富な大陸ですが、日本のアフリカ外交の柱としてアフリカ開発会議（TICAD）があります。TICADが果たす役割について説明願います。

在外公館の他の取組として、例えば投資協定は資源外交に活用されていますか。

資源外交は企業との連携なくして成し得ないのと、投資の自由化や保護を目的とする投資協定は、まさに官民連携による資源獲得を有利に進める上で効果的なツールの一つです。このような政府間の法的枠組み作りは、まさに政府が担う役割の一つです。協定内容の交渉に当たっては、企業側の意見も踏まえていきます。

資源外交の最前線に立つ在外公館の機能強化を目的として、二〇一三年、在外公館に「エネルギー鉱物資源専門官」を設置しました。従来から在外公館には日本企業支援や資源問題を扱う職員がいましたが、専門のポストを設置することで、対外的にも日本の決意を明確に表明することができました。現時点で、五〇か国五五公館に設置しています。

省や農林水産省といった関係省庁と役割分担を行ったり、現地大使館と連携したり、また最近では電話会議を活用したりして効率化を図っています。資源交渉に必要なスキルや知見を有する人材の育成は一朝一夕にはいきません。また、組織の予算や人員は一気に増やせるものではないので、政府も企業も個人も一体となつて取り組むことが重要です。

次に、ODAも手段の一つになると思います。今年一〇年ぶりにODA大綱が改訂されましたが、資源外交にはどんな影響がありましたか。

仰るとおり、ODAも資源外交を効果的に進めることで重要な手段ですが、基本的な方針は従来と変わりません。良好な二国間関係は、多層的な信頼関係の上に成り立つので、ODAの見返りに資源を求める単純な構図ではないからです。つまり、資源国に対しても、教育や保健分野など相手国の開発に必要な協力を実施すべきです。資源の採掘現場から日本までの一連のバリューチェーンを考えてみて下さい。海底、地下の資源を掘削すると、ホースで地上にくみ上げる必要がある。陸上では、天然ガスを超低温で液化したり原油を精製したり金属を精錬する設備が必要。港から日本まで船で輸送するための港湾を整備しなければならない。同時に、現地雇用する労働力（人材）の教育水準

や健康状態を一定レベルに保つ必要があります。こうしたインフラ整備や開発支援は、ODA抜きにはできません。

日本のODAの方針は企業や相手国からのよう な評価を受けていますか。

日本のODAは、支援を最も必要とする人々に届けられるので、相手国から歓迎されています。こうした支援活動によって日本と日本人に対する信頼が増せば、現地でビジネスを開拓する企業にとってもメリットでしょう。

現地の立場で考え、時には直接的な支援を行う」とが日本外交のあり方の強みでもありますね。いたんエネルギー資源から離れて食料についてお伺いします。例えば国際連合食糧農業機関²（FAO）は途上国を含めた枠組ですが、日本はどのように関わっていますか。

途上国や新興国の人口増によって、世界の食料需給が逼迫することが懸念されます。経済成長によって生活が豊かになると、食肉の需要が増えます。世界の穀物（小麦や大豆）の多くは家畜の飼料に使われます。つまり、人口増は、家畜の飼料用となる穀物需要の押し上げに繋がります。作物を大量生産するには大胆な農業投資が必要ですが、無秩序に行っては駄目です。他人の土地に勝手に

入って耕作し、収穫して用が済めば撤退する。その結果、地元住民の土地が奪われ、伝統農法が壊され、土壤が劣化し、その土地に適した遺伝子を持つ種子が失われる。生産の持続性は寸断され、環境破壊も生じる。

日本は、こうした事態を防ぎ、持続的で効果的な食料生産を可能とする「責任ある農業投資」の必要性を訴え続けました。これがFAOの中で取り上げられ、包括的な原則作りが始まりました。私もローマで交渉に参加し、毎晩夜中まで議論しました。この原則は、昨年のFAO総会で満場一致で採択されました。FAOのメンバーは国連加盟国よりも多く、更にオブザーバーの立場で市民社会や企業の代表者が参加しているので、まさに世界標準の誕生です。しかし、多様なプレイヤーがそれぞれの立場で言いたいことを言うので、取りまとめるのは大変です。だからこそ、FAOのような場で合意することに意義があるのです。

人権や環境の問題では途上国と主張が対立することも多いと思いますが、その点が交渉を不利にすることはありますか。

農村開発などの支援活動を行う上で、人権や環境を無視した政策を打ち出しても、市民社会の発言力は高まっているので、これを意に介さずどんどんやつても必ずブレーキがかかります。環境ア

セスメントは必ず実施され、問題があると住民運動にも発展することがあります。日本は「責任ある農業投資」の発案者としての責任もあり、想定される様々な立場を踏まえて上手に立ち回る必要がありました。

資源を外国に求める」とは、自主独立と国際協調のバランスをどうとるかという問い合わせに答ります。森本さんの外交官人生を振り返って、このバランスをどのようにお考えですか。

資源外交の目的は、日本が資源を安定的で安価に獲得することですから、資源国から少しでも有利な条件で輸入できるよう、相手国政府に働きかけを行います。しかし、我々は今日明日の糧のためだけに外交をやっていける訳ではありません。いかに持続的な供給を約束できる関係を築くか、が重要です。そのためには、相手国と互恵的な関係を構築しなければなりません。また、そうした関係が機能するためには、国際社会全体が一定のルールに従つて行動する環境整備が必要です。つまり、エネルギーや環境問題といったグローバルな課題について共通のルールや目標を設定する取組が必要です。自国の利益を追求しつつも、国際社会全体の利益も考えて二国間や多国間の場で交渉を行

う。全体の利益になるものが、結果として自国の利益としても還元されるように。

なお、交渉事では一〇〇%勝つことはまずありません。力が拮抗して五〇・五〇の引き分けの時、これをなんとか六〇にできれば交渉は大成功です。

しかしながら六〇取るために譲歩した四〇については不公平も出るし、この交渉は失敗だという声が上がるかもしれません。交渉が大きくなればなるほど、全体の利益を見通す目が必要になります。

最後に、学生へのメッセージをお願いします。

日本は、エネルギーや食料といった資源を外国に頼らないと生きていけないので、国際社会と連携しなければならない。コミュニケーションにおいても同様です。個人の利益を最大限に追求する一方で、社会の一員である以上、社会全体のこととも考えなければならない。皆さんは、公共政策を研究されているから、良く理解されていると思います。その意味では、我々とも通じ合うことが多いのではないかでしょうか。

資源の有無といった、所与の条件がその人や国の運命を決めるのでしょうか。日本は国内に資源を持たないからこそ、世界随一の技術力を活かして、高度なインフラを海外に展開し、資源の供給

網を世界中に張り巡らせていました。島国日本は、昔から船で遠くに出かけていました。このチャレンジ精神を、将来を担う皆さんも受け継いで欲しいと思います。

(取材・一月一九日・文責・上野格嗣)

脚注

¹アフリカの開発をテーマとする国際会議。一九九三年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画(UNDP)、アフリカ連合委員会(AUC)及び世界銀行と共同で開催している(外務省、二〇一五年：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taicad/>)。

²国連総会の承認を受け国連経済社会理事会と連携関係協定を結んだ国連専門機関のひとつ。一九四五年に設立され、人々が健全で活発な生活をおくるために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食料安全保障を達成することを目的とする(FAO：<http://www.fao.org/about/details/outline.html>)。

集団的自衛権と安全保障法制①

第二 九代航空幕僚長 田母神 俊雄 氏

はじめに

「ボーダー」という言葉には様々な意味があるが、その意味するもののひとつが国境である。そして、その国境を守る安全保障について、我が国は今、一大転換期を迎えている。

二〇一四年七月一日付の国家安全保障会議決定・閣議決定で、第二次安倍内閣は集団的自衛権¹の行使を限定的に容認することを閣議決定した。集団的自衛権については、我が国も国際法上保有しているが、憲法九条の制約により行使することはできないというが、従来の政府見解であったが、それが変更されたのである。

また、集団的自衛権の行使を限定的に容認する閣議決定を踏まえ、政府は二〇一五年五月一四日、平和安全法制関連二法案²を閣議決定し、同

一五日に国会に提出した。この他、自衛隊の治安出動³、海上警備行動⁴の発令手続きの迅速化も図られている。

背景には、中国の軍事的な海洋進出など、近年

のひつ迫する安全保障環境がある。そうした周辺環境に鑑み、こうした抜本的な安全保障関連の改革が必要だとする意見がある一方、憲法改正を経

ず閣議決定で集団的自衛権の行使を容認することや、自衛隊の行動範囲が大きく拡大することなどの反発もあり、賛否両論の激しい議論が行われている。

そこで今回、弊誌においても、集団的自衛権の行使容認や現在進められている安全保障法制の整備について、識者のご意見を紹介し、読者の皆様がこのテーマについて考える一助を提供することとした。まずは、元航空幕僚長の田母神俊雄氏のご意見を紹介する。

田母神俊雄氏は、防衛大学校を卒業後、第六航空団司令、航空総隊司令官などを歴任したのち、航空幕僚長に就任した。航空自衛隊幹部としての勤務の経験から、主に集団的自衛権が認められていなかつたことや、法制度上の制約から過去にどのような問題が生じていたのかについてお話を伺つた。

集団的自衛権の行使が認められるごとに際限なく協力させられるのではないかという懸念が指摘されていますが、その点についてはどう思われますか。

集団的自衛権は、制度上いつでも行使できる、しかし、実際にやるかやらないかについては民主的な判断が介在する、という状態が理想ではない

として、自衛隊が海外に出ない頃はそれでもよかつたのかもしれません、自衛隊が海外に出て活動するようになつていて、集団的自衛権の行使が認められないことは現場で大きな問題になつています。具体的には、集団的自衛権が認められないために、現場で何が起るかというと、例えばイラク、インド洋に自衛隊が派遣されたとき、自衛隊はよその国の軍、同盟軍とかといつしょに動くわけですが、そこで自衛隊は、「俺がやられたときは助けてくれ、だけどお前がやられたときはお前を助けられないから逃げるぞ」と言わなければならなくなつてしまふわけです。これはそもそも、人の感覚として極めて非道徳的で、卑怯なことです。それをずっと自衛隊はやらされてきたわけです。そういう意味で、集団的自衛権の行使は可能であつてほしいと思います。

集団的自衛権について、どのように思われますか。

集団的自衛権について、どのように思われますか。

でしょうか。

例えば、アメリカでは軍の出動は大統領の一存のみでできますが、二か月後に議会が同意してくれないときは、軍を撤収させなければならないとルールになっています。仮に変な総理大臣が自衛隊を派遣して集団的自衛権を必要もないのに行使させようとしても、一定期間たって国会が同意しなければ、撤退しなければならない、ということにしておけばいいのではないか。

問題なのは、これは集団的自衛権に限らずで

すが、始めからありとあらゆる制約をつけてしま

うと、日本は何ができるかできないのかが予めわかつてしまい、抑止力が機能しないというこ

とです。

戦前と違い、軍事力とは戦争をやるためにではなく、戦争をさせないためのものです。そして、「何をするかわからない」という状態が抑止力に繋がります。つまり、戦おうと思えばいつでも戦える状態があることが、抑止力になるんです。戦える体制にあるプロレスラーに、飛びかかっていく人なんていませんよね。それが、両手両足を縛られたプロレスラーならどうでしようか。それと一緒にです。

それから、集団的自衛権が認められることで、海外に自衛隊が派遣されやすくなるという議論も存在するようですが、派遣するかしないかは国益

を考えて日本政府が判断することです。派遣の判断

の権利はあくまで日本政府にあり、集団的自衛権が認められるからといって、急に自衛隊が際限なく海外派遣されることにはなりません。また、集団的自衛権を認めていなかつたこれまでにも、自衛隊はすでに色々な所へ、PKOなどで派遣されています。派遣された場合に他の軍と協力して行動できる形で自衛隊を派遣すべきだと思いま

す。

新法制の整備について

制度上の制約という話が出ましたが、現在安全保障法制を大きく変更する議論が行われています。過去に航空自衛隊幹部として勤務する中で、その時の制度上の制約で悔しい思いをしたことはありますか。

▼武器使用について

他に武器使用の話でいうと、警察比例の原則⁶というものがありますが、これを軍事レベルでやるのは非常に難しいという問題もあります。軍事の世界でそのようなことをいつていると、先に撃たれてしまします。「先に武器を使つてはいけない」「正当防衛、緊急避難の時だけ武器を使つていい」と言われてしまうと、「危ない！」と思つたとき、「これって正当防衛だろうか？」と一瞬考えてしまいますよね。しかし、そのようなことを考えていたら、その間に撃たれてしまうのです。危ないと思ったら、いつ武器を使つてもいいと政府が保証してくれないと、勤務する自衛官の命が本当に危ないので。自分が自衛隊幹部だった時、

す。

それから北朝鮮の不審船に関して、能登沖の時は攻撃できず、ここから出ていけという意味で周囲に爆弾を落とすしかできませんでした。

これらはいずれも、よその国だつたら撃ち落とされたり、沈められたりするようなことです。しかし、日本はよその国と同程度に武器を使えるようになつていないため、また根拠法令がない限り絶対動けないため、できる対応が限定されてしまつていて。中国軍の戦闘機の行動が問題になりましたが、自衛隊の武器使用に関する制限を、当然中国などの他国は見透かしていると考えられます。

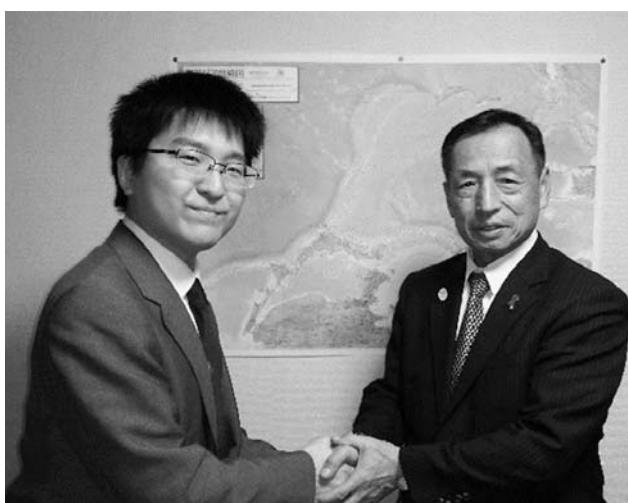
部下の命を預かる者として、「自衛官の命って、そんなに軽いんですか?」と常に葛藤を抱えていました。

ちなみに、航空自衛隊のイラク派遣の時にも航空自衛隊は、正当防衛、緊急避難でしか武器を使えませんでした。そんな時、私は指揮官に対して「隊員を殺すなよ」と言つていました。「危ないと思つたら撃つていいぞ」と本当は言いたかった。しかし、自分がそういうと政治問題化してしまう。そうなると、現場はますます武器を使うことに萎縮してしまいます。そこで、暗にそういう意味を含ませて、「隊員を殺すな」と、あの時の自分が使えるギリギリの言葉を言つていたのです。

▼その他自衛隊の行動における制約について

武器使用以外にも、自衛隊の行動には様々な制約があり、それで非常に苦しみました。

昔とある島に、中国人が一〇人ほど不法に上陸したことがありました。それで、その島には警察官が一人しかいなくて、警察から自衛隊に協力要請があつたんです。そこで、その島には自衛隊のレーダーサイトがあつたのですが、自衛隊の指揮官がやむを得ず訓練名目で部隊を出したんです。これは訓練以外に、部隊を動かせる根拠がなかったからです。しかもこの時には、なんと当時の防



田母神俊雄氏(向かって右)と筆者。
背景の地図の向きに注目。

衛事務次官が激怒したんです。政治的に問題になつたときに、自分に影響することを恐れていたみたいですね。この時は、当時の防衛庁長官が「そんなこと当たり前だろう、警察がひとりしかいないんだから、自衛隊が出るしかないだろう」と言ってくれ、それでその事務次官は矛をおさめてくれました。この時には、自衛隊がなかなか動けないことももちろん悔しさを感じましたが、それと同時に、自衛隊の運用の判断が、国民のことよりも、政治的に問題が起こらないことを優先して判断されることに、非常に憤りを覚えました。「下甑^{しもこしき}島の人を守ることが本当の仕事じゃないの?」と。

ですね。

▼組織が抱える問題について

あと、防衛省という組織が抱える問題も感じていました。

昔自衛隊のF2という戦闘機が、メーカーでの試験飛行中に墜落炎上するという事故がありました。その時、状況を自分が大臣に直接説明できれば、当然私は大抵のことには答えられますから、すぐ済むわけです。ところが、当時の防衛省設置法では内部部局を通して大臣に報告することになつたため、私が大臣に直接報告することが出来ませんでした。空幕の担当者が内部部局の空自担

あと政治的な問題との関連でいうと、昔イラン・イラク戦争というものがあり、その中で多くの日本人がイランに残されるということがありました。このときJALやANAは救出のための飛行機を出さず、自衛隊が行動するかしないかというところで国会の議論が沸騰したのですが、結局制度上の根拠がなく、それから自衛隊が海外に行くことへの反発も当時の野党からあり、自衛隊は救出に行くことができませんでした。この時には最終的にトルコが助けてくれた⁷から良かったのですが、自衛隊を派遣することなしに、ではどうやって助けるんですか?どうするんですか?っていうことを、当時の政治家の皆さんには考えてほしかったですね。

当に説明→その担当が課長に説明、局長に説明、事務次官に説明→そして大臣へ、という順番で報告していく必要があるんです。それで、時間がものすごくかかった。しかも、内部部局の担当者は、戦闘機の技術的なことに自衛官ほど詳しくありませんから、細かいことを聞かれたら当然わからないのです。それで、聞かれたときに備えて、空幕に事前に根掘り葉掘り聞いてくる。結局、大臣への報告には一週間もかかりました。この時は、これでいざ危機が起つたときに、本当に防衛省という組織は対処できるのかという危機感を感じました。

最後に、公共政策大学院の学生に、メッセージをお願いします。

まず、皆さんはこれから、色々なところのリーダーになるのだと思いますが、その際に、現場のことをわかるリーダーになつて欲しいと思います。どんな組織でも現場が動いて初めて目的を達成できます。上にいる人が、現場が大切だとわかっていると良いのですが、現場のことがわからぬ人が上についていることが、往々にしてあるように思います。ですが本来は、「自分達は現場が動

けるように頑張るのだ」「自分達はあくまでも支援なんだ」という意識を持つて、現場が動きやすいように頑張ることがリーダーには必要なのです。

それができて初めて、組織は目的を達成できるわけですから。戦前は、学部に関係なく大学ではリーダーシップ論が扱われていて、リーダーとしての心構え、リーダーの任務とは何か?といったことを大学生は必ず学んでいました。ですが、今はそういう機会がなく、リーダーとして大切なことは何かということを、わからないまま組織のリーダーになつている人がいるように感じます。

あと、人間って、「自分がやつてることが誰かの役に立つてる」と思える時に、心底満足を得られるものです。人のため、世のために何か貢献をしようという気持ちを、特に若い人には持つてほしいと思います。

もちろん人間ですから、自分が得したいという気持ちは確かに誰でも持っています。しかし、自分ることは四九パーセントまでにして、五一パーセント以上は国家国民のことを考えて欲しいなと思います。これは「タモチやんの四九対五一の法則」と私が呼んでいるのですが、ぜひ心のどこかにとどめておいて下さい。

メッセージ

まとめ

「自分達はあくまでも支援なんだ」という意識を持つて、現場が動きやすいように頑張ることがリーダーには必要なのです。

以上、最初に田母神俊雄氏からのお話を皆様に紹介した。

田母神氏のお話からは、集団的自衛権が認められないことで、過去にどういった問題が現場レベルで起こっていたのか、また、過去の自衛隊法など、これまでの安全保障関連の法制度の下で起こる制約から、どのような弊害が生じていたのかという点が見えてきた。

しかし、現在進められている安全保障法制の整備については、例えばその進め方が立憲主義の精神に照らしてふさわしいのか、あるいは、その内容が本当に日本の自衛のために必要なのかといった批判が存在する。次の記事では、そうした立場からの識者のご意見を紹介する。

(取材・三月二三日・文責・福島雅博)

脚注

¹ 「集団的自衛権とは、国際法上、自國と密接な

関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化される権利」のこと。

内閣官房ホームページ内「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の



田母神 俊雄
たもがみ・としお

一九四八年、福島県生まれ。防衛大学校を卒業後、航空自衛隊に入隊。南西航空混成団司令部幕僚長、統合幕僚学校長、航空総隊司令官などを歴任した後、第二十九代航空幕僚長に就任。
その後、政府見解と異なる内容の論文を発表したとして航空幕僚長の職を解かれ、自衛隊を定年退職。自衛隊を退いた後は、講演、執筆活動などに取り組み、二〇一四年の東京都知事選挙では約六一万票を獲得した。現在、次世代の党副代表などを務める。

整備について』の一問一答」

(<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>) 参照。

(二〇一五年六月二〇日最終閲覧)

² 平和安全法制整備法、および国際平和支援法の

「」。

内閣官房ホームページ内「平和安全法制等の整備について」

(http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html) 参照。

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(<http://www.mod.go.jp/publication/wp/wp2014/pc/2014/html/n3117000.html>) 参照。

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

⁴ 海上での人命、財産の保護、治安維持のために自衛隊に認められる行動。防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得た上で命令する。自衛隊法に規定がある。

⁵ 発射した際、光を発しながら飛ぶ弾丸のこと。

⁶ 「自己や他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要な場合に、事態に応じ合理的に必要と判断される限度」でのみ武器を使用できるという原則。例えば自衛隊が治安出動、海上警備行動などにおいて武器を使用する

な、平和安全法制整備法とは、自衛隊法などの従来から存在する安全保障関連の法律の一部改正をまとめたもので、国際平和支援法は、新規の制定が議論されているものである。

³ 一般の警察力をもっては治安を維持できないと認められる場合に、自衛隊が出動する」と。自

衛隊法に規定がある。内閣総理大臣の命令に基づく場合と、都道府県知事の要請に基づく場合がある。近年では、テロ対策も視野に入れられている。平成二六年版「防衛白書」

場合には、警察官職務執行法第七条が準用されるため、「」の原則が適用される。「」の場合、相手に危害を加えるような武器使用は、正当防衛、緊急避難に該当する場合などに限定される。平成一四年版「防衛白書」

(http://www.mod.go.jp/hakusho_data/2002/column/frame/ak143003.htm) 参照。(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(<http://www.mod.go.jp/publication/wp2014/pc/2014/html/n3117000.html>) 参照。

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

⁷ 当時のトルコ首相であったオザル氏は、日本人を救助するために、救援機を出すことを決断した。その背景には、一八九〇年に、和歌山県でトルコ軍艦エルトウールル号が座礁した際、多くの日本人が救助にあたつたエルトゥルル号事件があつた。

場合には、警察官職務執行法第七条が準用されるため、「」の原則が適用される。「」の場合、相手に危害を加えるような武器使用は、正当防衛、緊急避難に該当する場合などに限定される。平成一四年版「防衛白書」

場合には、警察官職務執行法第七条が準用されるため、「」の原則が適用される。「」の場合、相手に危害を加えるような武器使用は、正当防衛、緊急避難に該当する場合などに限定される。平成一四年版「防衛白書」

(http://www.mod.go.jp/hakusho_data/2002/column/frame/ak143003.htm) 参照。(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(<http://www.mod.go.jp/publication/wp2014/pc/2014/html/n3117000.html>) 参照。

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

⁷ 当時のトルコ首相であったオザル氏は、日本人を救助するために、救援機を出すことを決断した。その背景には、一八九〇年に、和歌山県でトルコ軍艦エルトウールル号が座礁した際、多くの日本人が救助にあたつたエルトゥルル号事件があつた。

集団的自衛権と安全保障法制②

京都大学人文科学研究所 教授 山室 信一 氏

はじめに

前回は集団的自衛権の行使容認や、安全保障法制の整備に賛成の立場から、田母神俊雄氏のご意見を紹介したが、今回はそれらに反対する立場から、京都大学人文科学研究所教授、山室信一氏のご意見を紹介する。

山室信一氏は東京大学法学部を卒業後、衆議院法制局参事、東京大学社会科学研究所助手、東北大助教授を歴任。現在、京都大学人文科学研究所教授として活動されている。集団的自衛権の行使容認、あるいは安全保障法制成立の過程における問題点や、必要性という観点からお話を伺った。

過程における問題点について

集団的自衛権の行使容認や平和安全法制成立までの過程について、どのように思われますか。

まず始めに申し上げたいのは、いかに政策的な必要性があるうとも、憲法を無視することはできないということです。それを認めてしまって、日本は法治国家でなくなってしまいます。それにも

拘わらず、昨年（二〇一四）年の七月一日、安倍内閣は閣議決定で、内閣法制局の歴代解釈を変更し、集団的自衛権の行使を部分的に認める決定をしました。しかもその過程では、内閣法制局の中でしつかりとした議論は、ほとんど行われず、審議記録さえ残されませんでした。

またこの点について政府は「国民の生命・財産・幸福追求の権利が根本的に覆される明白な事態がある場合に限って行使を認める。完全な集団的自衛権の行使を認めるわけではないから、憲法違反ではない」と、あくまでも今回の行使容認は、憲法の範囲内だという説明をしています。確かに、そのように厳密な歯止めが実効性をもつのなら合憲性が認められるかもしれません。ですが、国会答弁で明らかになつたことは、「全ての事態を総合的に判断して、そのような事態を認定する」というわけですから、行使に事実上は何の歯止めもないわけです。このように行使を認める基準が曖昧では、「憲法の範囲内」という肝要な要請も搖らいでしまいます。

次に、このような集団的自衛権の行使容認を前提とした安全保障法制が国会で「可決」されましたが、テレビ中継で明らかのように特別委員会による「可決」は参議院委員会規則にてらせば無効

と判断されます。それは直後に出了速記録に「聴取不能」とあるのを見れば明白です。

また、政府が本当に説明責任を果たしてきたのか、についても疑念があります。昨年の閣議決定以降、与党は国民に向けて、しつかり説明していくと語っていました。しかし、一二月の衆議院選挙で安倍総理は「アベノミクス」選挙を謳い、この問題が争点化することを避けました。自民党の公約の中にも、二四〇番目くらいに少し記述があつただけで、しかも集団的自衛権の言葉もありませんでした。公明党の意向もあり、統一地方選挙の終了まで、この問題はほとんど表に出でこなかつたのです。

ですがその一方で、安倍総理は二〇一五年四月、「今年の夏までに安保関連法案を可決する」とアメリカ議会での演説で約束しました。そして、その後、五月一五日になつて初めて法案が提出されました。つまり、日本国民がその内容をほとんど知らないまま、総理がアメリカで法案の成立を約束し、法案が作られていたわけです。民主主義、立憲主義国家では、手続きのルールを守ることが大前提ですが、この点に照らしてこれは非常に大きな問題だったと思います。また、これで仮に法案が通らなかつたら、いわば総理がアメリカ議会

を欺いたことになりますから、外交上も大きな問題となつていたはずです。国会が国権の最高機関である、という原理が無視されたことは決して看過できない問題です。

それから、今回一〇本の法案が「まとめになつて提出されました」が、これはどう考へても普通ではありません。本来一つの改正法案をそれぞれ議論していく必要があるのに、これでは国会が「どこをどう改正するか」という議論をすることが、非常に難しくなつてしまします。非常に乱暴なやり方だつたことは衆議院特別委員会の浜田靖一委員長も苦言を呈されていましたね。

さらに、国会審議が行われている中で、麻生太郎財務大臣が「安全保障関連法案について色々意見があるとしても、法案が通つてからいってほしい」として一種の締口令を敷かれたことは、法案を議論すべき議員の存在意義を否定するものでした。こうした一連の事態の中で、この法案が審議されたことは日本の憲政史に大きな汚点を残したのではないでしょうか。

必要性について

集団的自衛権の行使容認や、安全保障法制の整備の必要性については、どのように思われますか。

私は今回の集団的自衛権の行使容認や、安全保障法制の整備の必要性については、疑問に感じているところがあります。

まずは集団的自衛権の必要性について、例えば、これは安倍総理も言つていて、『アメリカ軍が日本人のために血を流すのに日本人がアメリカ軍のために血を流さないのはおかしいではないか』という説明がされます。ですが、これこそおかしな話です。戦後七〇年間で日本人のために死んだアメリカ軍の兵士はいません。一方で、現在多くの米軍基地が日本にあり、日本列島そのものがアメリカ軍の基地のようになつています。そしてアメリカ軍の事故のために、多くの日本人が死傷してきたのが事実です。また集団的自衛権が認められると、日本が得られる情報が増えるという議論がありますが、これもそれはならないと思われます。やはり、アメリカ軍は軍事的な主導性を保とうとして、重要な情報は容易には伝えないでしよう。

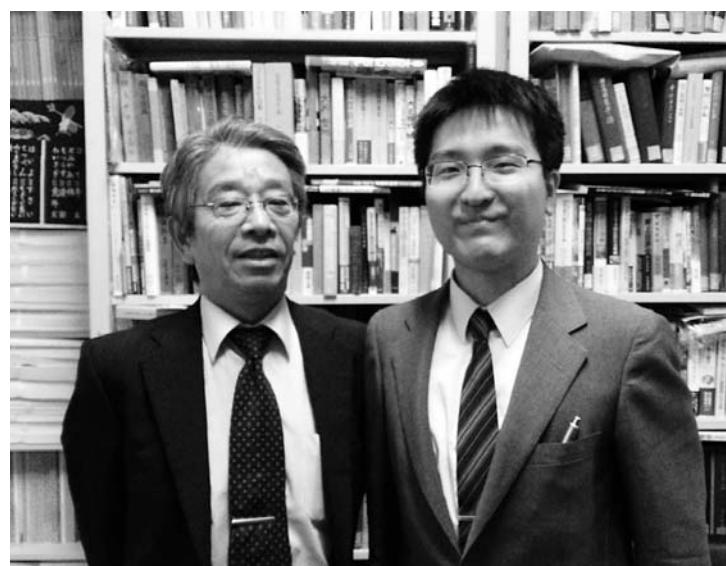
それから、安全保障法制の整備全般について、国際政治学者などの一部からは危険が高まつてゐるとの意見が出されますが、「どの程度、どういう脅威が高まつていて、それにどういう風に対応するからこの法案が必要なのか」についての説明が明確になされてはいません。法を作るときには、「どのような事実があつて、それにどう対応する

からこの法律が必要なのだ」という、立法事実に関する議論が不可欠となります。唯一の事例と強調されていたホルムズ海峡における掃海出動では、この立法事実についての論証が決定的に欠けています。

安全保障上の脅威として、よく中国や北朝鮮が語られます。まず中国については、確かに中国の軍事力は増しています。しかし一方で、三〇万人の人民解放軍を削減するという話¹が出てきています。それから、確かに尖閣諸島を含めた周辺地域で、中国が小競り合いを起こす可能性はあると思います。しかし、それが戦争に発展する可能性はどうかと聞かれると極めて低いと思います。中国は現在、かなり経済が沈滞しているという見方が出てきています。そうであるとすれば、中国にとって必要なのは、日本やアメリカの投資や貿易なはずです。経済成長を維持することは中国共产党の支配正当性を支える基軸なのですから、そこでなぜ戦争をする必要があるのでしようか。さらに、今の米中関係はどうかというと、定期的に軍事協議が行われています。そして、訓練の時はお互いを監視できる状態になつていて、つまり、米中の間では、軍事的な暴発を防ぐパイプが設けられているわけです。ところが、日本と中国の間では紛争回避の回路がない。日本が怠つてき

たこういう外交的努力を励行することが先決なはずです。しかし、こうした外交的失敗から目を逸らさせるために、危機状況が声高に喧伝されいるというのが眞情ではないでしょうか。

それから北朝鮮についてですが、核の脅威とよく言われますけど、冷戦時代のソ連に比較してどれだけの核があるのでしょうか。確かに数の問題ではないかもしれません。ですが北朝鮮にとつて、日本を攻撃することに今、どういうメリットがありますか。現在、北朝鮮の外貨はほとんどが、中国そして朝鮮総連を含めた日本に住む方々を通じて入っています。中国も北朝鮮の核開発には強く反対しています。ですから、北朝鮮が日本と敵対するということは、自分たちの首を絞めることに他なりません。北朝鮮が核開発を誇示するのは、あくまでイラクの様な形で自らが潰されないようにするための保険であり、それをアメリカに保障してもらうためです。例えば以前、六か国協議²というものがありましたね。それを進めるためには、やはりアメリカを議場へ引きずり出さなくてはならない。そのための道具として、核をちらつかせているわけです。そうすると、核不拡散という観点からアメリカの参加が見込めますからね。



山室信一氏（向かって左）と筆者。
興味深い本がたくさん並んでいました。

です。軍事力が高まれば、もちろん、相手側もそれに応じて軍事力を高めています。いわゆる安全保障のジレンマですね。しかし、抑止力には別の考え方があります。それは安心供与です。相手に、「私たちは、これ以上の行動には出ない」と、知らせることです。例えば日本と中国が互いに、「これ以上は踏み込まない」という認識を共有できたときに、初めて抑止は成立します。尖閣諸島の例でいえば、日本が海上保安庁しか出さないのなら、中国も海警しか出さないという合意が暗黙であれ双方にあることが必要です。しかし、自衛

隊の出動となれば、対抗上、人民解放軍を出さざるをえなくなる。逆も同じです。

そういう意味で言うと、今回の安全保障法制を巡つて、国会前だけでなく、日本の津々浦々であれだけの抗議デモが行われました。これは、「日本人は、これだけ戦争に反対している、安倍政権であれば簡単には軍事行動はできない」という国際的な安心供与になつたと思ひます。中国に対しても、これが大きな抑止力となります。

日本の民主主義について

今回の安全保障法制の審議では、「日本の民主主義の在り方が問われた」という人もいます。先生は日本の民主主義の現状をどうご覧になりますか。

今回の安全保障法制の議論ではSEALDs³の活動などが大きく取り上げられましたが、一日日起こっていることに対し、国民がレスポンスするレスポンシビリティがやつと、日本の中でも自覚され始めたのだと思います。これは重要な意義と可能性をもつはずです。デモの意見を全部の必要はありませんが、このようにして表明される意見はやはり一つの声として、きちんと国会の議論に反映されるべきだと思います。ただ、まだまだ不十分で、例えば京都大学、東京大学の人た

ちは反応が鈍いようです。集会などにもほとんど若い人が集まりません。同志社大学や関西学院大学や神戸大学などの学生さんは、自分で勉強して自らの意見を表明しています。政治的争点が自分たちの問題であることを自覚することが民主主義の前提となります。特に政治学や政策学を学んでいる人が、現実政治に無関心でいられるのは不可思議です。

それから安全保障法制の問題とは直接関係ありませんが、政治家の世襲制は問題だと思っています。これは日本だけでなく東アジア全体に見られる傾向で、安倍総理、習近平国家主席、金正恩第一書記、朴槿恵大統領は皆世襲です。世襲制の何が問題かと言うと、まず先代がやつたことを否定できなくなることです。例えば安倍総理は、岸さんが軋んでしまって動かなくなります。それから、政治家同士の勉強での競争がなくなるという問題もあります。私が国会に務めていたころは中選挙区制で派閥がありました。その頃は族議員がいて、政策のエキスパートになるべく猛勉強されていました。私が担当した厚生委員会では橋本龍太郎さんなども年金法や保険の話など非常に細かく勉強され、その中で頭角を現していかれました。族議員がいることには弊害もありましたが、少なくとも族議員はその専門とする立法には一家言を持った

れていました。しかし、小選挙区制の下で世襲議員が多数となると政策での競争がなくなり、縮小再生産に入ってしまいます。ですが本来は、それこそ公共政策大学院のようところで学んで、実務を経験した人が政治家になることが必要でしょう。そうでないと国会での議論が政策ぬきの単なるイデオロギー闘争になってしまいます。

メッセージ

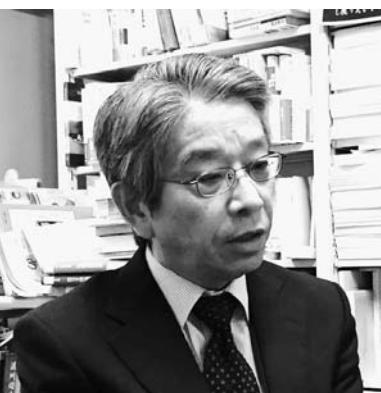
最後に、公共政策大学院の学生に、メッセージをお願いします。

まず、どんな政策を立案し、実施するにしても、より広く、より深く知識を得ることが肝要だと思います。誰かの話と、その人とは全く反対の考えの人の話を聞いて、自分はどういう反応をすべきなのかを考える。例えば今回の安全保障法制について、反対派、賛成派それぞれの新聞や雑誌を読む。このようにして自分の中に、多様性を持つ「異見」を養うことが非常に大切です。「自己内対話」によって異なる見方をより多く蓄えて、必要な時にいかに適切に表明できるかが大きな財産となるはずです。

政策を作るときにはいろんな側面が出てきます。そのメリットとデメリットをどれだけ挙げられるかによって、より良い政策に結実します。自分の専門外のことでも、いろんな事情を知つていなければ、どういうときに何が起こるかは想定できません。そこで危害を除去できないと、想定外の問題が災厄となつて現れます。私などはサラリーマン家庭で育つたためか、落語や講談などの大衆演芸や歌謡曲も好きで幼い頃から日常的に接していました。しかし、小選挙区制の下で世襲議員が多数となると政策での競争がなくなり、縮小再生産に入ってしまいます。ですが本来は、それこそ公共政策大学院のようところで学んで、実務を経験した人が政治家になることが必要でしょう。そうでないと国会での議論が政策ぬきの単なるイデオロギー闘争になってしまいます。

次に、どんな職場にあつても「場をこなす」とが重要です。そして「場をこなす」ためには、自分で場を作らないとダメなわけです。だから「この問題は自分には関係ないよ」というのではなくて、どんな問題であつても入り込んでいいって、自分なりの解を出すというトレーニングが大切だと思います。それを重ねていけば、本番の時に役立ちます。誰かの話と、その人とは全く反対の考えの人の話を聞いて、自分はどういう反応をすべきなのかを考える。例えば今回の安全保障法制について、反対派、賛成派それぞれの新聞や雑誌を読む。このようにして自分の中に、多様性を持つ「異見」を養うことが非常に大切です。「自己内対話」によって異なる見方をより多く蓄えて、必要な時にいかに適切に表明できるかが大きな財産となるはずです。

最後に、目を国内だけに留めないということも大切ですね。もはや陳腐な表現となりましたが、「グローバルに考え、ローカルに行動する」ためには、他国のことについても自らが立脚する現場についてもしっかりと知る必要があります。それは何も語学だけを意味しません。翻訳されたものに接するということでも良いですし、海外に友人を



山室 信一
やまむろ・しんいち

一九五一年、熊本市生まれ。東京大学法学部を卒業後、衆議院法制局参事、東京大学社会科学研究所助手、東北大学助教授を経て、現在、京都大学人文科学研究所教授。
専門は近代法政思想連鎖史。主な著作に「法制官僚の時代」(木鐸社)「キメラー満洲国の肖像」(中央公論新社)「思想課題としてのアジア」(岩波書店)「憲法9条の思想水脈」(朝日新聞出版)などがある。
二〇〇九年、紫綬褒章を受章。法学博士。

持つといふことでも良いでしよう。例えば、戦後七〇年談話が出ましたが、これについてドイツやアメリカ、中国などの知人が直ぐに各国の反応を知らせてくれました。こうした回路を通じて、他の国が日本をどのように見ているかというのがわかります。そういうネットワークを作るのは大事なことだと思います。

#おも

以上、山室信一氏からお話を伺った。
山室氏には、集団的自衛権の行使容認、あるいは安全保障法制成立の過程における、立憲主義、民主主義に照らした問題点や、そうした措置が本当に必要なかという点について語って頂いた。

(取材：一〇月一三日・文責：福島雅博)

持つといふことでも良いでしよう。例えば、戦後七〇年談話が出ましたが、これについてドイツやアメリカ、中国などの知人が直ぐに各国の反応を知らせてくれました。こうした回路を通じて、他の国が日本をどのように見ているかというのがわかります。そういうネットワークを作るのは大事なことだと思います。

今回見てきたように、集団的自衛権の行使容認、安全保障法制の整備については、賛成、反対それぞれの立場から様々な議論があつた。

ただ一つ確実なことは、賛成、反対いずれの立場に立つにせよ、この問題に不斷の関心を持ち続けることが極めて大切だということだろう。安全保障法制は最終的に可決されたが、この問題は、決してこれで終わりではない。これから、今回成立した法律の具体的な運用について、より議論が加速していくだろう。今回の特集が読者の皆様にとって、日本周辺の環境やそれを踏まえた議論の行方をしっかりと注視し、祖国の未来に責任ある判断をして頂くための、きつかけとなれば幸いである。

(一〇一五年一〇月一八日最終閲覧)
id:JPCKN0R311T20150903) 参照

¹習近平国家主席は今年の九月二日、人民解放軍を三〇万人削減すると発表し、また中国国防省は、それを二〇一七年までに終えると発表した。ロイター通信「中国軍の兵力三〇万人削減、一七年未までに実施」(国防省)

<http://jp.reuters.com/article/2015/09/03/ww2-anniversary-china-defence-idJPCKN0R311T20150903>

²北朝鮮の核問題に関する、関係各国の外交当局の局長級の担当者間での会議の名称。米国、北朝鮮、韓国、中国、ロシア、日本が参加する。

³安全保障法制の整備に対する反対運動において、存在感を示した学生団体。

「現実」に対する責任

京都大学名誉教授 小野 紀明 氏

前書き

私は、本年三月をもつて京都大学を退職した。長年にわたつて公共政策大学院で「現代規範理論」（最初の二年間の授業名は「公共哲学と現代統治」）であったが、内容は同じであった。）を担当してきました。「公共空間」に小文を依頼されたので、毎年の授業の中で必ずお話ししてきたことを改めて披瀝することで責をふさぎたい。政治思想史の研究者として実務家を養成する専門職大学院で教える自らの覚悟を語り、その上で受講生の思考を触発するつもりで、与太話の体裁をもつて語るのが常であった。規範理論の小難しい解説をした後で、「今までの話は全部忘れてください」という場違いな言葉で始まる一幕を覚えておられる受講生もいらっしゃるであろう。大部分のひとは「何をけつたいなことを」と苦笑しながら聴いていたが、自分としては規範理論の根幹に関わる、そして思想史研究者のアイデンティティに関わる重大な問題に触れているつもりであった。

まず、規範理論の根幹に関わる二つの問題を指摘しよう。

第一の問題。すべての学問は、「感性」によつ

て認知される前の前の具体的な事象から距離をとつて、普遍的なレベルにまで高まっていこうとする「知性」の所産である。我々は、ともすれば自分の周りの狭い出来事に囚われて、物事を広い視野から考察することを怠ってしまう。とりわけ日常生活のレベルではそうである。従つて、高等教育の府である大学や大学院では現実のもたらす千差万別の感性的違いを可能な限り無視して、きわめて抽象的な理論を展開することを学ぶことになる。しかし、個々の市民に関わる実務に直結している専門職大学院にあつては、事はそう簡単ではない。純粹に抽象的なレベルにおける頭でつかちな議論などは、実務においては百害あって一利なしである。しかし、他方で、すぐ実務で役に立つ有用な知識を授けるだけならば、今日学部以上の大学院教育が要請される必要もないであろう。専門職大学院では、思想・哲学のような高度の抽象的な知識の涵養が期待されているのである。そこで、公共政策大学院をはじめとする専門職大学院で養成すべき高度専門職業人にとっては、現実から遊離した抽象的知識の習得を目的とするのではなく、かといつて実務一点張りでもなく、「知性」と「感性」、そして机上の「理論」と日々の「実践」の両者のバランスのとれた教育を施すことが求め

られていると言われるである。その意味で、専門職大学院の教育の中心をなすのはケース・スタディ（事例研究）なのである。

第二の問題。今度は人文科学と社会科学という区別について考えてみよう。社会の中に住まう自己という存在を考えてみると、人文科学の主要な問題が自分にあるのに対し、社会科学のそれは社会にある。勿論、両者は切り離しえない関係にあるとはいえ、最終的に考察されるべき対象は各々異なるのである。そして、専門職大学院において教授されるべき知識は、私とは何かという青臭い問い合わせへの解答ではなく、「自己」への関心を捨象した法律のような一般的ルールという「社会的制度」についての即物的な解答である。しかし、ここでも重要なことは、人文科学か社会科学か、「自己」か「社会的制度」かという二項対立的な問題設定に立つことではなく、両者が交錯する領域に眼差しを凝らすことであり、それこそが両科学の狭間に位置する政治思想史・規範理論の特質なのである。つまり、規範理論は、実存的な問い合わせが政治的制度へと昇華していくプロセスに探究的眼差しを向けるのである。単なる実務家ではなく高度専門職業人を養成する専門職大学院に、政治思想史の研究者が担当すべき規範理論が置かれて

いるのは、まさにこの故なのである。

以上、二つの連関する理由、即ち、普遍的「理論」と具体的「実践」を架橋することと「自己」への問い合わせ、「社会的制度」への問い合わせを架橋すること、これが公共的職業に従事する人材を、それとは対極に位置する政治思想史の専門家が教育するという京都大学の公共政策大学院の理念の根幹にあるものなのである。そして、この理念は現代の学問一般に共有されている。例えば一九六〇年代以降の政治思想史を捉えた問題意識の一つは、フェシズムという未曾有の悲劇の根本的原因は、プラトン以来、二千年以上にわたって西洋が營々として築き上げてきた合理主義、即ち、人間を物として扱い即物的な普遍的知識を目指す理論優位の考え方があつたのではないかという疑問であつた。「実践概念の復権」と呼ばれる、今日の規範理論の趨勢である。公共的な職務の遂行に従事している者にとって重要なことは、一方で、自分の実存的問題を捨象して人間を数字へと還元する知的な「理論」と、他方で、市民一人ひとりの苦悩を自らの問題として引き受け豊かな感性的「実践」の、両者を兼ね備えることなのである。私のような政治思想史の研究者が本大学院の設置メンバーとして、そして基本科目の担当者として一貫して教育に携わってきたのは、今日の規範理論が共通に主張するこの理念に基づいているのである。私

は、常にこの理念を強く意識して授業を行つてきたりつもである。功利主義批判から出発する現代規範理論は、功利主義に西洋合理主義の典型を見るのである。

さて、ここからがこの小論の眼目である。「今までの話は全部忘れてください」という私の言葉は、従来の規範理論における「理論」偏重を改めて、「理論」と「実践」の両者の調和こそが望ましい、という現代規範理論に共有された主張を否定しなさいと言つてゐるに等しいであろう。一体、これはどういうことであろうか。実務家は、オフィスにこもつてデータへと還元された物として人間を扱え、頭がよいだけの血も涙もないモンスターになれ、と主張しているのであらうか。ある意味では、そうである。なぜならば、実務家、とりわけ本大学院で養成している公共的な職務に携わる高度専門職業人（たとえは悪いが、役所の窓口で切々と訴える市民の相手をする公務員ではなく）には「現実」に対する責任があるからである。無論、ここでの「現実」とは、将来に設定された理想的のユートピアと対比されている。

「現実」に対して責任ある決定を迫られる実務家は、以上の二つの理由から敢えて人間を物として扱う非情さが必要なのである。これが、実務家を養成する本大学院の授業において私が、政治思想史研究者としての自らの信念を裏切つてまで非情さを求める理由である。逆に、象牙の塔という安全な避難所からご託を並べているだけの私は、この非情さを引き受け覚悟が決定的に欠けているのである。妙にヒューマニズムを振り回す

ルールで対応することが求められているのである。「差異」の尊重を強調する最近の規範的立場にもかかわらず、公共的な事柄についてはやはり平等が何よりも要求されるべきなのである。その結果、平等に扱いうる部分だけが救済されることになるが、それも止むを得ないのである。

現実に対する責任、それは第二に、目の前の事態に迅速に対処しなければならないという責任である。両立不可能な選択肢を前に、両当事者を共に幸せにしようと徒に時間を無駄にすることはできない。理想を追求している間に、事態はますます悪化するかもしれないからである。無情な選択の結果、不幸に陥つた当事者に満腔の同情を寄せることは宗教家の役割ではあっても、けつして公共的職務に携わる実務家の仕事ではないのである。あるいは、理想ばかり喋々している無責任な大学の研究者とも、彼らは違うのである。

「現実」に対して責任ある決定を迫られる実務家は、以上の二つの理由から敢えて人間を物として扱う非情さが必要なのである。これが、実務家を養成する本大学院の授業において私が、政治思想史研究者としての自らの信念を裏切つてまで非情さを求める理由である。逆に、象牙の塔という安全な避難所からご託を並べているだけの私は、この非情さを引き受け覚悟が決定的に欠けているのである。妙にヒューマニズムを振り回す

人間が公共的な仕事に就くと、事態を一層悪くすることとは、歴史が証明している。炯眼な諸君は、

私がマツクス・ウェーバーを念頭においていることにすぐに気がついたであろう。

彼は、自らの信念に殉じる覚悟とも言うべき心情倫理—迷える子羊に寄せる無限の愛はその典型である—と、魂の秩序ではなく現実のそれを守り抜こうとする責任倫理—一匹と九九匹の子羊の命の重さを秤にかけて、前者を見殺しにしてまで後者を守ろうとする非情さ—の両者を兼ね備えることを政治家に求めながらも、両立が不可能な場合には迷うことなく

後者をとる勇気を政治家に要求したのである。



最後に蛇足を一言。小論では、公共政策大学院で学ぶ諸君に求められる非情さへの覚悟について強調してきた。それは、政治家や役人にひとが抱く悪役のイメージに合致するものかもしれない。

本大学院の学生には、誤解を恐れずに悪役を引き受けれる覚悟がいるのである。しかし、先に述べたように本大学院に「現代規範理論」が置かれている理由は、善玉としての政治家や役人の復権であ

る。それはまた、本来は理想を追求する政治思想史の研究者である私の意図もある。悪役になるのはギリギリの限界状況に追い込まれたときである。通常の状態にあっては、可能な限り市民一人ひとりの存在に思いをいたしながら仕事を行うべきなのである。小論の結びとして、授業で強調しているこの当たり前のことを、改めて確認しておきたい。



小野 紀明
おの・のりあき

一九四九年東京都生まれ。京都大学名誉教授。初代京都大学公共政策大学院院長（二〇〇六年～二〇〇七年）。専門分野は西洋政治思想史。
京都大学法学修士（一九七五年）、同法学博士（一九八七年）。一九七六年～一九七七年まで京都大学法学部助手。一九七八年～一九九四年まで神戸大学法学部助教授・同教授。一九九五年から京都大学大学院法学研究科教授。二〇一五年、定年退官。
著書に『フランス・ロマン主義の政治思想』（木鐸社、一九八六年）、『西洋政治史講義 精神史的考察』（岩波書店、二〇一五年）など多数。

公共政策大学院生に求めたい事——「名こそ惜しけれ」のエリートたれ

京都大学公共政策大学院 名誉フェロー 佐伯 英隆 氏

我々の公共政策大学院も今年設立一〇年目を迎えます。設立当初の第一期生入学試験から本大学院に関わった者として、「感慨ひとしお」と言うのは大きさですが、この度、公共空間からの依頼を受け、丁度良き一つの節目として、日ごろ考えている事等を寄稿させて頂きます。

私はこの十年、「社会のエリート」を育てようとしてきました。皆さんには社会のエリートとして巣立つて欲しい。しかし、誤解の無いように。私の申す「エリート」とは、地位や学歴、資格、財産・収入の多寡、ましてや家柄や個人の醜態等とは一切無関係な資質であり、一口で申せば、地位や学歴、財産などの社会的装飾を全てはぎ取つた一人の人間として、「あいつをリーダーにすれば、上手く行くのではないか」と、何となく周りに思わせるような、そういう資質の持ち主の事であります。

判り易くするために、一つ極端な例を挙げます。数年前の東北大震災の被災地の真つただ中、偶然生き残つた一群の人々が、次に取るべき行

動によつて生死が分かれるような極めて非日常的な状況へ右に行くべきか左に逃げるべきか、食糧確保に走るか防寒を優先すべきかに立たされたとしましよう。こういう状況の下では、その瞬間の社会的地位や学歴、お金など何の役にも立たない。背景も価値観も別々で、ただ「生き延びたい」という本能だけを共有するバラバラな個人の集合が有るだけの状況です。こういう状況の場合、殆どと言つてよい程、その場を取り仕切るリーダー的な人が出て来てきます。そのリーダー的な人の判断が常に正しいとは限らず、場合によつては集団として悲惨な結末を迎える事もありますが、いずれにせよ、その集団が一旦その人をリーダーとして受け入れたら、皆、何となくその人に従つて行動するようになります。何故でしょうか。

「ヒト」という生き物は、如何に「個性が大切」、

「個の確立が重要」とは言つても、所詮、単体では生きていけない弱い哺乳類です。人類は太古の昔から、集団として存在する事により、自然の脅威から生き延びて来ました。「個人が大切」とばかり、俺は自分の道を一人で行くと集団か

ら離れた人間も居たでしようが、そういう人間は大概、怪我や病気で孤独に死ぬか、肉食獣に食い殺されてしまつたので、その人の遺伝子は現代の人類に引き継がれる事はありませんでした。現在、生存している人類は皆、集団というメカニズムに守られてその生存を確保してきた「ヒト」の子孫ですから、我々のDNAには「集団で行動する事の重要さ」が刻み込まれています。従つて、人間は「これはちょっとヤバいぞ」とか「これは重大だぞ」と感じた時には自然と「群れる」ようになります。地震でかなり揺れが酷かつた時など、搖れが収まつたから皆、外へ出ますね。そして普段は言葉も交わしたことのない隣近所の人たちと、「いや、凄かつたですね」と、ごく自然に会話が成立しますよね。その時の気持ち||「群れたい」気持ちは、我々の体内のDNAの仕業です。

さて、集団が集団として行動するためには、何らかの「仕切り役」||リーダーが必要です。では、どのような人が「仕切り役」になるのでしょうか。言い換えれば、リーダーたる資格・要件は何か、を考えてみたいと思います。

先ず、自分の事だけではなく、他の構成員の事も考えることが出来るという資質が必要でしょ。人間、誰しも自分が一番大切です。これは個としての生存本能ですから当たり前の事です。しかし、自分だけ、或は自分の身内だけが良いければ良いという人をリーダーに担ぎ上げたいとは誰も思いません。自分が一番大切という前提で、同時に他人である他の構成員の事も（その身になつて）考えてやる事が出来るという資質、これが基本です。程度の問題ではありますが、場合によつては、自分ないし自分の身内が、多少不利を蒙つても（或は、得べかりし利益を若干喪失しても）他の構成員のために何かを為すことも必要でしょう。「^{おおやけ}公の心を持つ」という事です。我が大学院は当然の事ですが、公務員志望者が多数を占めますが、本心から皆の為に、地域の為に、国家の為に、何かをしたい、そういう気持ちの無い人、「^{おおやけ}公の心」を持たない人は、公務員になるべきではありません。その言葉一つだけを切り出すと誤解を生じるかも知れませんが、「やさしさ」という言葉で表現できるかも知れません。

次に、リーダーたるものは公平・公正でなければ支持されません。公平・公正と一口で言い

ますが、私は公平とは主として内容面において、公正とは主として手続き面において、偏りのない事だと理解しています。他の構成員の事を考へてやる事が出来るとしても、その扱いが特定の個人やグループを厚遇したり、反対に冷遇したりするような者は、リーダーとしての地位を保持する事は出来ません。

三番目に必要な事は、その仕切り役の人の判断、決断や指示の、結果としての「正しさ」でしょう。誤った判断を下し続ける者には、誰もついて行こうとは思わなくなるのは、これも当然の事です。しかし、世の中の事は、殆どの場合「やつてみなければ、わからない」ので、結果が全てであり、事前に絶対的な正しさが証明できるわけではありません。その前提で「正しい」（鍵カッコ付きですが）判断を下すうえで必要なものは、知識と経験、そしてそれらを適切に当てはめる「知恵」（場合によつては、経験が役に立たないという判断が出来る知恵も含めて）だと思います。教室という学校教育の場で、皆さんに伝授することが出来る事の大部分は、この第三の要素に集中しています。逆に言えば、教室では皆さんにエリートたる資質の一部しか伝授できないので、残りは自分の力で獲得してもらわなければなりません。

ここで云う「名」とは、「仰げば尊し」に歌詞に出でくる「身を立て、名を挙げ」の「名」であり、平家物語などの武将のセリフ「名こそ惜しけれ」の「名」であります。どのような状況に立たされても、人として恥ずかしい事はするな。名誉を重んじよ。という徳目の事です。私はこれを仮に「名こそ惜しけれ」エトス（持続的特性）と名付けます。この対極にあるエトスが「命あつての物種」エトスでしょう。

ますが、私は公平とは主として内容面において、もあるのですが、^{おおやけ}公の心を持ち、公平・公正で、知恵があつても、それだけではリーダーとして担がれるには不足です。上記三要件を満たした上で、更に周囲の者に「^{こい}いつけ立派だ」と思わせる「美的な何か・人としての魅力」が必要でしよう。その美的な何かを感じさせる徳目には、正直であるとか、誠実であるとかといった基本的徳目から、不屈の精神力、勇気や潔さ、等々様々あると思いますが、リーダーとして最も重要な徳目の一つであるにも関わらず、近年ことさらに、また意図的に軽視されているのが「名を惜しむ」という徳目である考えていますので、これについて少し述べてみたいと思います。

そして、最後に、これが一番強調したい事であります。公の心を持ち、公平・公正で、知恵があつても、それだけではリーダーとして担がれるには不足です。上記三要件を満たした上で、更に周囲の者に「^{こい}いつけ立派だ」と思われる「美的な何か・人としての魅力」が必要でしよう。その美的な何かを感じさせる徳目には、正直であるとか、誠実であるとかといった基本的徳目から、不屈の精神力、勇気や潔さ、等々様々あると思いますが、リーダーとして最も重要な徳目の一つであるにも関わらず、近年ことさらに、また意図的に軽視されているのが「名を惜しむ」という徳目である考えていますので、これについて少し述べてみたいと思います。

今、世の中は「命あつての物種」エトスが全盛の世です。政治的節操を失くそうが、土下座しようが、議員バッジさえ付けられれば勝ちと考える議員達。原則もヘッタくれも無い「空気を読ん」で適切に身を処すことこそ勝ち組への道と考えるサラリーマン達。法にさえ触れなければ収益を上げるために何をやつてもいいんでしょう、だってお金儲けこそ企業の使命だから、と信じて疑わない経営者達。自分とその周辺さえ安全・安心で平穏無事であれば、世の中のことなど「(僕には、私には) 関係ないよ」とひたすら事勿れ、事勿れ、と日々を送る庶民。周囲は「命あつての物種」エトスの人々で溢れています。私が子供の頃には周囲の大人たちが「恥を知れ、恥を」等とよく言っていたのを思い出しますが、近頃「恥を知れ」というセリフはめったに聞かなくなりました。「ハレンチ(破廉恥)」という言葉はまだ生きていますが、「廉恥」という言葉は死語になりかけていますね。近年では、「恥を知る」事より、「空気を読む」事の方が大事と見えます。このような風潮の中では、「名を惜しめ、名譽を重んじよ」などという考えは「古臭く、封建的で、時代に逆行する権威主義的、或は軍国主義的で危険な考え方」として「進歩的な人々」から排斥されています。

しかし、考えてみてください。いかに平穏無事で、健康的な生活を送るうとも、ジムに通い、ビタミン剤やサプリメントを摂取しようと、遅かれ早かれ、結局人間は死ぬのです。永遠の命はおろか、二〇〇年も生きる人は居ない。人類の歴史の中のほんの一コマにちよこつと登場しては、直ぐに居なくなる存在です。正しく信長の幸若舞「敦盛」の「人間五十年、化天のうちを比ぶれば、夢幻の如くなり」です。死んでしまえば、富貴卑賤は無関係、この世に残せるものは結局のところ子孫のみ。子孫といえども二世代、三世代と経過すれば、自分を思い出してくれる者も居なくなります。しかし、自分の作った作品、芸術、文章、それに企業体や組織、制度は生きながらえるかも知れない。或は、自分の思想、言動、所業は時を超えて語り継がれるかも知れない。従って、自分の「名」を後世に残せるチャンスに巡り合えば、場合によつては自分の地位や財産、さらには生命までもリスクに賭けて大博打を打つてみると、損得勘定から見て、決して悪い Deal ではないかも、と考えるのが「名こそ惜しけれ」エトスです。私は決して皆さんに生命財産を投げ出せと言っている訳ではありませんので誤解の無きよう。ただ、大概の場合、「名こそ惜しけれ」エト

スに基づく所業の方が、「命あつての物種」エトスに基づく所業より、周囲には美的に映るというのも事実です。美的に映るからこそ、時代を超えて語り継がれるのでしょうか。

すこし話がずれましたが、エリート論に話を戻します。周囲に「こいつは立派だ」と思われるためには、立派な所業を示さなければなりません。古代から、庶民には許されるが、貴族には許されないこと、兵卒は免れることが出来ても士官には逃げることが許されないこと、といふものがあつたはずです。それはノブレス・オブリージュ(仏:noblesse oblige)という言葉で表現される、時代を超えて世界に共通する「责任感」の事です。また、(人として当然感じる)死に対する恐怖と緊張が支配する戦場で、全軍の先頭に立つて真っ先に駆け出す武者や、一番槍の足軽には、それ相応の名譽が与えられてきた。それは、そのような人達が、核となり、起爆剤となり、前衛となる事によって、「あらまほしき事」に向かつて多数の人が動くという効用が認識されて来たからでしょう。エリートたるためには、それなりの責任と所業が求められます。エリートは樂ではありません。エリートはつらいよ、であります。



佐伯 英隆
さえき・ひでたか

一九五一年大阪府生まれ。（株）イリス経済研究所代表取締役、京都大学公共政策大学院名誉フェロー。
東京大学法学部、ハーバード大学ケネディ行政大学院卒。一九七四年通商産業省（現経済産業省）入省。
資源エネルギー庁国際資源課長、在ジュネーブ日本政府代表部参事官、島根県警本部長（警察庁出向）、
経済産業省通商政策局審議官（国際開発、地域協力）等を経て、二〇〇六年～一四年まで京都大学公共政
策大学院特別教授。

くだぐだと申し述べて参りましたが、最初に
申し述べましたように、それでも、私は皆さん
に「エリート」になつてもらいたい。それも出

来れば「恥を知り、名を惜しむ」エリートになつ
てもらいたいという事を結論に、話を終えたい
と思います。

福島県現地調査報告—避難・エネルギー・農業にみる福島の現在

京都大学公共政策大学院 震災復興研究会

震災復興研究会は、東日本大震災からの復興に

関心を持つ学生七名で活動を行っている。生まれ故郷が被災地である者、東京で地震と交通機関の混乱を経験した者、関西からテレビを通じて被災状況を追っていた者、阪神淡路大震災を経験した者など様々なバックグラウンドを持つメンバーが集まっている。

これまで震災復興研究会では、宮城県や岩手県を中心いて度々足を運び、調査を行ってきた。その一方で、福島第一原発事故については調査対象から避けていた。

原発事故で被害を受けた方の声や、避難指示区域周辺を訪れたという話を、メンバー全員が耳にしたことになかった。特に関西にいる、ほとんど情報は入っていない。メディアでは「避難指示区域は荒れ果てている」「福島県全体が風評被害に苦しんでいる」といったことが言われている。宮城や岩手が復興に向かっている中、本当に福島県は悲惨な状況のままなのだろうか。福島の現状を知るために、直接足を運び、お話を伺うことが必要なではないか、と考えるようになった。また、今回調査に行つたメンバーは就職活動を終え、卒業後の進路が決まつていた。仕事を通じて何か福島の復興に貢献できなかいか、という思いもあった。このような経緯から、今年度は福島県を調査場所に選んだ。

調査日程

11月20日 福島県庁を訪問

企画調整部エネルギー課の山田様より再生可能エネルギー推進政策についてお話を伺った。

同日 「除染情報プラザ」を見学

*除染情報プラザ 福島県と環境省によって運営されている。福島駅前において、除染や放射線に関する最新の情報の提供や、市町村等への専門家派遣等を行っている。

11月21日 「南相馬ソーラー・アグリ・パーク」視察

*南相馬ソーラー・アグリ・パーク・太陽光発電所と、水耕栽培で葉物野菜を生産する植物工場を併設しており、太陽光を利用した発電の仕組みや工場での電気の使用方法を学ぶことができる。元東電社員で南相馬市出身の半谷栄寿さんが代表理事を務める。

同日 NPO法人・野馬土が企画する「原発二〇km圏内ツアーア」に参加

*NPO法人・野馬土・放射能汚染による食品の安全性に対する不安や福島県民の健康に対する不安を最小限にとどめるための事業を行つている。ツアーアでは、福島第一原発二〇km圏内の現状を実際に見ながら、震災後から現在までの原発および津波による被災地の状況に

ついて説明を受けた。

11月22日 「陶芸の杜おおぼり二本松工房」にて被災体験を伺う

*陶芸の杜おおぼり二本松工房・浪江町(原発事故に伴い、避難指示区域に定められた一二市町村の一つ)から避難した「大堀相馬焼」の窯元が、避難先の二本松市でオープンした工房。

同日 NPO法人・がんばろう福島、農業者等の会によるスタディ・ファームに参加

*NPO法人・がんばろう福島、農業者等の会・原発事故に起因する風評被害等に立ち向かいながら、安全でおいしい福島県産農林水産物を消費者に届けることを目標に、Web販売や有機除染等の取り組みを行つている。

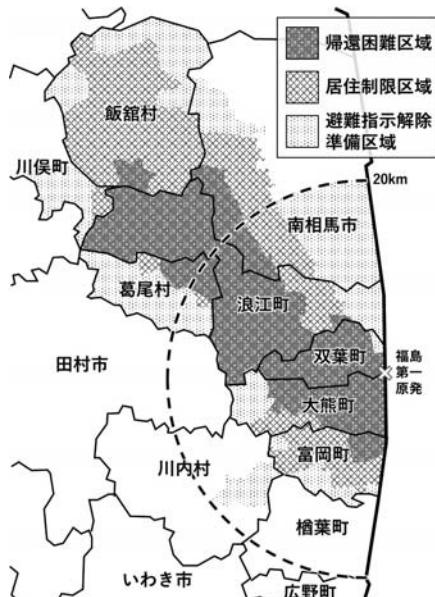
11月23日 (株)元気アップつちゅによる、土湯温泉での「再生可能エネルギーガイドツアーア」に参加

*元気アップつちゅ・温泉協同組合とNPO法人土湯温泉観光まちづくり協議会が出資して設立した企業である。東鴨川の第三砂防(一九五二年完成)を利用して小水力発電事業と土湯温泉源泉地の温泉熱を使ったバイナリー地熱発電を行つている。

(文責..吉田法子)

① 一〇km圏内の現在

福島の復興が他の地域と異なるのは、原発事故に伴う避難指示区域の存在である。現在は、左図の地域で住むことが制限されるなどしている。震災から四年半。これらの地域の時は止まつたままなのか。将来を見据えて具体的な準備が始まつてゐるのか。住民はどう思ひでいるのか。このページでは、現地を視



図：避難指示区域(2015.9.5現在)
(福島県ウェブサイトを参考に、筆者作成)

帰還困難区域 放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。

居住制限区域 将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施とともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。

避難指示解除準備区域 復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

(福島県ウェブサイトより引用)

引用元：
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.htm>

て、希望者を案内する「 10 km 圏内ツアーバー」を実施している。NPOの代表、三浦さんに、助手席から道のりや周辺の情報の説明をしていただいた。

相馬市のNPOの事務所から自動車で出発した私たちは、活動の成り立ちについて伺ながら、浪江町を目指した。時折現れる太陽光パネルを横目に、三月に開通した常磐道を通り、浪江ICを降りてしばらく進むと、検問を行うゲートに到達した。当初、

国、県、市町などと交渉しながら、農地にパネルを設置するうえで障害になる法規制をクリアできる道を探していきました。最近では設置する農地もだんだん増えてきました」

組みも行う必要性が生じたことから、NPO野馬土を立ち上げた。現在、放射線量を検査する機器を導入して、米の全袋検査や野菜・果物のサンプル検査の依頼を受け入れたり、耕作が困難な農地へ太陽光パネルを設置する支援を行つてゐる。



20km圏内を案内してくださった
NPO法人野馬士 代表 三浦広志氏



南相馬市と浪江町の境で家畜の
殺処分に反対する吉沢正己氏
により運営される「希望の牧場」

り、作業車のために道も舗装され直した。その頃から立ち入りには町から許可が必要になつた。

浪江町は、避難指示解除準備区域となつていて、心部の除染を進めて、今後一、二年のうちの解除を目指しているという。しかし津波で流された家の土台が目立つ沿岸部については、見通しが立たないままだ。また、九月に初めて同区域を解除されている楢葉町では、帰還率が約一割に留まつてゐる。

「浪江も一、二割しか戻らない。行政は原発事故から立ち直った印象を強くしたいから、復興の姿を描いて、早く進めようと/or>する。でも、溶け落ちた燃料を処理する技術を、まだどの国も持っていない。それが不透明な状況で、なかなか帰る決断はできません」

二、三時間のドライブを経て事務所に帰ってきた。
「廃炉が予定されている三〇年後の未来のために、
これからあなたたちの世代にがんばってほしい」
のち、三浦さんは私たちに「メッセージ」を投げかけた。

(取材日..一月二一日・文責..村野宏通)

② 再生可能エネルギー

福島県のエネルギー政策

福島県は、二〇四〇年頃までに県内で使う全エネルギーに相当分以上を再生可能エネルギーにより生み出す（再エネ一〇〇%）という目標を掲げている。三・一一を乗り越え、野心的な未来を実現する再生可能エネルギー推進について、福島県企画調整部エネルギー課の主任主査の山田氏にお話を伺った。

福島県の再エネ推進政策は、三・一一以前から相当力を入れたものであることを存知だらうか。

「電源立地県、電気のふるさと福島県」として、エネルギーへの関心が高い県であった。一九七〇年代に操業した一〇基の原子力発電や火力、大規模水力など、色々な電源と一緒に、低炭素・循環型社会の実現のため、再生可能エネルギーにも力を入れてきたという。

三・一一、ちょうどあの日は皮肉にも、県の「再エネ推進ビジョン」の改訂版が完成した日。その後の大震災を、そして原子力発電事故を、誰が予想したであろうか。震災の発生に伴い、再度見直し、「一〇四〇年一〇〇%」という目標を掲げた新たなビジョンを策定した。

推進政策の効果もあって、順調に再エネ導入量を増やす福島県。特に導入までのリードタイムが短い太陽光発電を中心に導入が進むが、一方で課題



取材に応じてくださった
山田清貴氏
企画調整部エネルギー課

も顕在化してきたと
いう。太陽光発電の設置には、一般的に
平場・日射・系統接続（電柱・電線）
の三点が必要になる
が、中でも系統接続の問題は深刻。「送電線系統の空き容量

については電力会社が情報公開していますが、本県においても、再エネ事業が集中しているエリアや電気の需要家が少ないエリアにおいて送電線の空き容量不足が深刻化しています。制約エリアで事業を始める場合には、事業者負担で送電設備を整備することとなるため、このコストは大きな参入障壁になってしまいます。一方、電力システム改革の一環として送配電事業の仕組みも変わるので、県としても国等の議論を注視している。

「市町村の知らない間に山が切り拓かれているなんて、再エネの乱開発になりかねない」。今回の日程で視察に伺う、福島市土湯温泉の取り組みについて聞いてみた。「温泉街の人たちが中心となつて、ハードルもいろいろあったが、情熱とやる気で頑張つておられる。県からも一部補助を出してきたが、金銭的というより、自分たちで工夫して取り組まれてきている」。市町村と連携した事業をいかに補助するか、もしくは市町村自らの取り組みを支援するということは、今後の重要な課題である。

他に気になるのが、「雇用」。再エネ推進には、雇用創出の意義もある。「しかし、再エネは雇用創出につながりにくい。福島第一・第二原発合わせておよそ一万人の雇用があったといわれる一方で、県内で導入が進む再エネのほとんどは太陽光発電であり、雇用効果は限定的でした」。そこで県では、再エネ関連産業の集積にも取り組んでいる。例えば風力発電は雇用を生みやすい再エネと言われており、県内立地を増やしていくべきと考え。さらに「太陽光はメ

ンテナントフリーと言われてきたが、手をかけなければかける程、発電効率を維持できるという考え方が広がっています。エネルギー課としても、O&M（運転管理・保守管理）のマニュアル作成や、人材育成などを力を入れていきます」。

現在研究開発段階にあるのが「洋上風力発電」。沖から約二〇km離れた海に巨大な風車が二機浮かんでいる。二〇四〇年に再エネ一〇〇%を達成するにはこの洋上風力をはじめとした新たなイノベーションがカギとなる。二〇一四年四月に開所した産業技術総合研究所と連携しながら研究開発を進めている。

（取材日：一月二〇日・文責：石丸明穂）

土湯温泉の小規模発電—水力・地熱—

続いて、エネルギー課で話題に上がった、土湯温泉 小水力・地熱バイナリー発電見学レポート。案内してくださったのは、「株式会社元気アップつちゅ」の秋山さん。今年の春東北大を卒業し、地元土湯へ貢献したいとの思いから入社されたそう。

まずは小水力発電の見学から。温泉街を離れて細道を進み、見えてきたのは山の中に広がる立派な堰堤、落葉と相まつた美しい光景。荒川の支流である東鴉川の砂防堰堤を利用した小水力発電である。前日までの好天で、水量はさほどなかつたが、水量を満たせば一四〇kWh発電できる。福島県は戦前から電源県と言われ、水力発電が多く立地していた。一九二〇年には土湯発電所が稼働。社長は小さい頃に水力発電所を見ていたこともあり、震災後、水力発電を再び事業化し街づくりを行うことにピンときたのだという。

磐梯朝日国立公園内に位置するため、屋根付きの建造物が建設できず、発電機は雨ざらし。これは乗り越えなければならない数々の規制・許認可の一部にすぎない。小水力発電の初期投資は三億円。規制や許認可に資金調達・小水力発電事業が乗り越えるべき壁は、太陽光パネルのそれとは比べものにならない。県庁エネルギー課で教えてもらった、「系統制約」について聞いてみると、やはり一〇〇m自費で送電線を敷設したそ。一kmにつき一億円の費用がか

かるというから、なるほど事業への負担は大きい。

土湯温泉の再エネは発電売電のみならず、観光客

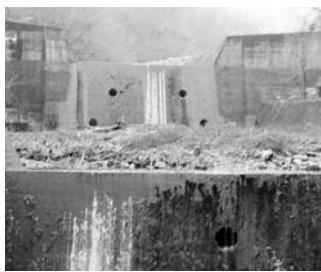
が訪れる資源の一つになるように、小水力発電設備に付随して、遊歩道や体験ゾーンを設置している。また、日本でも数少ない小水力発電の技術視察に、国内・海外から視察期間中は毎月三〇〇人程度が訪れている。

続いて、地熱バイナリー発電所の見学へ向かった。

源泉区域は一般立ち入り禁止で、発電機はこの地区の高台にある。土湯温泉は源泉の温度が一三〇℃と高く、設備を痛める物質の含有量も少ない。各地で枯渇する源泉も多い中、豊富に湧き出す源泉で、地熱に適している。

土湯温泉は、源泉を共同で管理している。その組合長が、元気アップつちゅの社長だ。そのため、源泉使用の合意は得やすかつた。初期投資にかかつた一〇億円（バイナリー＝七億円・小水力＝三億円）は、毎年一億円ずつ一〇年で返済する計画を立てている。なお、バイナリー発電の初期費用はJOGMECの債務保証を得て、融資を受けることができた。固定価格買い取り制度（FIT）が今後一五年間続くのことを学ぶ環境を整備していきたいという。

太陽光発電と異なり、地熱・小水力発電とともに、許認可や初期投資費の問題があり、参入障壁は非常に高い。しかし、一度つくれば長く使うことができ、加えて地熱は安定した電力供給源になる。孫の世代の土湯を良いものにしたい、そんな思いで事業をされている。



小水力発電の取水源、第三砂防堰堤。
1952年完成。国の登録有形文化財。



バイナリー発電の設備。国立公園にともなう規制のため、機械をむき出しに。

で、返済が終わった後の五年間は、出資元である湯遊つちゅ温泉協同組合とNPO法人土湯温泉観光まちづくり協議会に配当し、まちづくりに役立ててもらう予定だ。

バイナリーは、四四〇kWh、一般家庭七五〇世帯分（年間）の電気を作ることができる。現在は売電収入に当てているが、小水力発電とバイナリー発電合わせて年間約一〇〇〇世帯分の発電量がある。二五〇の一般家庭と一一の旅館（一軒で一般家庭七〇軒分を消費する）合わせてほぼ一〇〇〇世帯分の発電が可能であり、FIT制度が終了する二〇一五年度以降、「土湯の電気は土湯でまかなう」自給自足が実現する。そんな将来のために、小水力発電を増設する計画を立てるため、電気利用のピーク時調査を進めているという。また、一九八〇年代には随一の温泉街として栄えた土湯を、再生可能エネルギー・エコタウンのシンボルとして立て直す目標もある。エネルギー・エコタウン建設、EVバス運行、温熱を使つたビニールハウス栽培や、魚の養殖など、土湯にくればエネルギーのことを学ぶ環境を整備していきたいという。

太陽光発電と異なり、地熱・小水力発電とともに、許認可や初期投資費の問題があり、参入障壁は非常に高い。しかし、一度つくれば長く使うことができ、加えて地熱は安定した電力供給源になる。孫の世代の土湯を良いものにしたい、そんな思いで事業をされている。

③ 農業

福島第一原子力発電所の事故は、福島県内の農業にも多大な被害を及ぼした。震災から四年半を迎えようとしている今となつても、風評による影響は根強く残る。そのような中でも、独自の工夫で販路を開拓し、風評被害に対抗する農家がある。今回はそのような農家である二本松農園の齊藤登さんにお話を伺つた。

齊藤さんが農業を始めたのは二〇一〇年、震災が起ころる一年前のことだ。早期退職して必要な土地を取得、当時からネットでの販売も手掛けてきた。

震災が発生した直後、農園で検出された線量は毎時約五マイクロシーベルトほどであった。当然、農地や作物にも影響は出る。－お客様に危険なものを食べさせるわけにはいかない－もし農作物から放射能が検出されたら、農業をやめるつもりであった。

しかし、震災後の六月に行つた検査では、放射能は検出されなかつた（検出限界値に達しなかつた）。同様の現象は二本松農園のみではなく、福島県の他の農家でも発生したという。このことは「福島の奇跡」とも呼ばれている。

消費者側からの反響も大きかつた。震災前には一日二〇件ほどのアクセス数だったウェブサイトは、震災直後の一週間で二千件までに増加。東京には出回らない福島産の農産物を食べて応援した

いという問い合わせも相次いだ。事故以前に収穫した米などをネットで販売すると瞬く間に売れたといふ。事故の影響で出荷が困難になつた他の農家の農産物も扱うようになつた。

こういつた取り組みはマスコミにも注目され、様々な番組に取り上げられた。二本松農園の取り組みを耳にした県内の農家から、自分のところの農産物もネットで取り扱つてほしいとの依頼も相次いだ。家族連れで依頼に訪れた農家も多かつたという。現在、ネット販売の会員数は五千人に上つている。

ネットのみでなく、直接都心部への販売にも出向いた。東京をはじめ、各地で福島の野菜を販売すると非常によく売れたという。「復興のために福島のものを食べて応援してくる人は確実にいる」という手ごたえを斎藤さんは感じていた。マスコミは風評被害を大々的に報じていたが、現実には、逆の面もあることを感じていた。

「風評被害において大きな問題は流通ルートが止まつてしまうこと」と斎藤さんは語る。一度悪い風評がたつてしまえば、それを払拭するのは困難となる。事故から時間が経つても、大手の流通ルートは福島産を扱うことに消極的だという。そのため、需要があつても福島産のものが店頭に並ぶことがなく、消費者の手にも届かなくなつてしまう。

（取材日：一月二三日・文責：佐川城一）



案内してくださった二本松農園・
齊藤登氏。NPO法人「がんばろう福島、
農業者等の会」では代表を務め、
他の農家との協力に取り組む



齊藤氏は2010年から
この地域で農業を始めた

京都大学公共政策大学院卒業生近況報告

協力：京都大学公共政策大学院同窓会「鴻鵠会」

当大学院卒業生の方々の近況について、同窓会「鴻鵠会」のご協力を頂きまとめていただきました。ご回答いただいた卒業生の皆様には、心より感謝致します。

記載は「お名前（敬称略）」「会期」「現在の職務」「近況報告」の順となっております（情報は二〇一五年九月現在のものです）。

一期生（一〇〇六年入学）

亀田 政之（かめだ まさゆき）
・防衛省（出向元：外務省）
・この夏に5年ぶりに米国から東京に戻りました。

二期生（一〇〇九年入学）

北出 統也（きたで もとや）
・法務省 入国管理局
・税関一種職（現総合職）の北出です。財務省
関税局→東京税関→消費者庁→東京税関→法務
省入国管理局と異動しました。

五期生（一〇一〇年入学）

高津 融（たかつ よしお）
・奈良県立大学 地域創造学部 准教授
・天理市の地方創生アドバイザー（地方創生支援員）として人口ビジョン及び総合戦略の策定に携わっています。地元長浜市のNPOまちづくり役場の副理事として大津市のまちづくり会社「百町物語」の支援にも関わっています。

手嶋 隆行（てしま たかゆき）

・福岡県直方市土整備事務所 会計係長
・本府から出先の土木事務所にかわり2年目です。技術職が多いなかの数少ない事務職員として、工事費の支払いやその他総務全般を担当しています。

四期生（一〇〇九年入学）

鈴木 千鶴子（すずき ちづこ）
・京都市 教育委員会
・二〇一五年四月から勤務しています。

長谷川 智史（はせがわ さとし）
・四日市港湾管理組合 経営企画部 総務課 主事
・三重県に就職しましたが、昨年度からいつ
たん三重県を退職して、四日市港湾管理組合と
いう一部事務組合に派遣となり、財務業務を担
当しています。地方自治の奥深さを感じる日々
が好き刺激を受けています。

三谷原 基（みたにはら もとい）

・濱 真理（はま まこと）

・伊藤忠商事（株）
・入社以来継続して原子燃料の商売に関与して
います。

・京都大学大学院 経済学研究科 研究員
・大学で毎日研究やら事務やら忙しくしていま
す。

六期生（1100九年入学）

山田 侑毅 （やまだ ゆうき）

- ・塾講師（高校数学担当）
- ・本年一月一日付で防衛事務官になる予定です。恐らく何かの宿命…

七期生（1101一年入学）

久保田 康平 （くぼた こうへい）

・双日（株）

- ・相変わらず、公共の同期とは飲みに行きます！

仕事は東南アジア、大洋州の国々のインフラ案件、その他、新規市場開拓のため各国首脳陣、大使館とのお付き合いなど、忙しくも日々勉強させてもらっています。

茶井 祐輝 （ちやい ゆうき）

・マスコミ記者

- ・福島に転勤して四ヶ月。警察や裁判を担当するひょっこりです。

鍋岡 崇 （なべおか たかし）

・（一財）自治体国際化協会 シンガポール事務所 調査役

- ・二〇一五年四月から出向中。政策リサーチやプレゼンなど、院での学び直しの経験が生きています。<http://www.clair.org.sg/>

北條 隆（ほうじょう たかし）

・金融厅

- ・虎ノ門にランチに出たら商社に就職したK君と隣席に。卒業生が着実に増えているのを実感します。

八期生（1101三年入学）

麻植 大幹 （おえ だいき）

・農林水産省消費・安全局総務課

- ・仕事を覚えるのに忙しくしている

胡麻 伯光 （ごま のりみつ）

・和歌山県庁

- ・市町村課という部署で公営企業を担当しています。

宍戸 誠 （しじど まこと）

・公務員

- ・仕事を中心に頑張っています。

陶 晓青 （とう ぎょうせい）

・IT企業 SE

- ・一時帰国中

不破 佑太 （ふわ ゆうた）

・京都市伏見区役所

- ・防災担当です。

森本 祐基（もりもと ゆうき）

・外務省 在ロシア日本国大使館 総務部

- ・現在、モスクワで研修中です。稀有な方でモスクワに旅行される等の方は、どうぞ御連絡ください。

山本 英幸 （やまもと ひでゆき）

・防衛省 大臣官房 文書課

- ・省内の総合調整が主な仕事です。非常に非常に充実した毎日を送っています。

編集委員会より

学生投稿募集中

毎号、学生からの投稿を掲載しています。
公共政策に関するものであれば、テーマは自由です。

■字数と形式

3500～4500字程度とします。

授業で作成したレポートやプレゼンテーション資料を用いていただいて構いません（ただし、文書形式でお願いします）。

■応募要件

京都大学公共政策大学院に在学中の大学院生であること。

■応募方法

各号ごとに締切を設定します。編集委員にご相談ください。メールの場合は下記のアドレスまでお問い合わせください。

公共空間編集委員会: k.kukan2015@gmail.com

■その他

応募多数等の場合、編集委員会による協議の上、執筆者やテーマの決定をさせていただきます。ご了承ください。

お願い

本誌掲載の記事・写真・イラスト等の無断転載や二次利用はお控えください。

編集後記

『公共空間』 | 10 | 五年 春+秋合併号 (通巻第 1 回)

梨子田 ボーダーと、前回の水からもう一捻り加えた今回のテーマは公共空間に新しいテーマの形を提示でして、いればと思います。今回の発行にあたり、長期にわたりお付き合ひ、いたいた全ての方々、取材にご協力いただいた全ての方に感謝します。

佐々木

今年は就職活動と重なりスケジュールが厳しかったのですが、無事完成できて良かったです。ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

福島

最後まで「名ばかり副編集長」の私でしたが、それでも編集後記を副編集長の場所に載せてくれる京大公共に感動しています。そして何より、取材にご協力ください、私たちに貴重な勉強の機会を下さった皆様に厚く御礼申し上げます。

グアレ

101五年はなかなか大変な一年でしたが、お陰もあり無事に過りました。一年の公共空間、楽しかったです！

村野

共著を含め三本の記事を書き、全体のアザインも担当させていただきました、思い入れの深い印になりました。卒業式前に製本されていることを祈ります（各位：納品遅らせてしまふせんでした）。

上野

初めての取材でとても緊張しましたが、取材準備から記事の編集まで、取材先の方々や先輩方の親切な対応のおかげで、記事を完成させることができました。皆様、ありがとうございました。

寺田

初めての取材、記事になつたものを見て、嬉しくなりました。先輩の方のサポートに感謝です。心にとおる記事をを目指して今後も頑張ります。

発行人	『公共空間』編集委員会
編集長	梨子田 太郎
副編集長	佐々木 和政
編集委員	福島 雅博 ノブル・ヴァレンタン (装丁担当)
編集顧問	村野 宏通 上野 格嗣
編集協力	寺田 実穂子 新川 敏光 垣本 謙一

京都大学公共政策大学院『公共空間』編集委員会

住所 〒606-8051 京都市左京区吉田本町
京都大学 公共政策大学院掛 (法学研究科事務部)

TEL 075-753-3126
MAIL k.kukan2015@gmail.com
WEB <http://www.sg.kyoto-u.ac.jp/jp/environment/kokyokukan.html>

〔京都大学学術情報リポジトリ(KURENAI)〕
<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bulletin/>
koukyou 収録

公共空間

2015
春+秋
Vol.14

『公共空間』2015 春+秋合併号／2016年2月発行／通巻第14号(年2回発行)京都大学公共政策大学院「公共空間」編集委員会
© Kokyo-Kukan Editorial Committee, Kyoto University School of Government 2016

